

第百九十五回国会
衆議院
厚生労働委員会
議 録 第 三 号

平成二十九年十二月一日(金曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 高島 修一君

理事 後藤 茂之君

理事 橋本 岳君

理事 渡辺 孝一君

理事 岡本 充功君

理事 赤澤 亮正君

理事 穴見 陽一君

理事 井野 俊郎君

理事 大岡 敏孝君

理事 岡下 昌平君

理事 木村 弥生君

理事 小泉進次郎君

理事 後藤田正純君

理事 塩崎 恭久君

理事 白須賀貴樹君

理事 高橋ひなこ君

理事 鳩山 二郎君

理事 船橋 利実君

理事 山田 美樹君

理事 尾辻かな子君

理事 初鹿 明博君

理事 下条 みつ君

理事 山井 和則君

理事 伊佐 進一君

理事 福田 昭夫君

理事 足立 康史君

田村 憲久君

堀内 昭子君

西村智奈美君

榎屋 敬悟君

秋葉 賢也君

安藤 高夫君

池田 道孝君

大隈 和英君

木村 哲也君

国光あやの君

小林 鷹之君

佐藤 明男君

繁本 護君

田畑 裕明君

長尾 敬君

福山 守君

三ツ林裕巳君

池田 真紀君

長谷川嘉一君

吉田 統彦君

白石 洋一君

柚木 道義君

太田 昌孝君

高橋千鶴子君

政府参考人
(内閣官房情報通信技術(T)総合戦略室内閣参事官)
政府参考人
(警察庁長官官房審議官)
政府参考人
(総務省大臣官房審議官)
政府参考人
(消防庁審議官)
政府参考人
(法務省大臣官房審議官)
政府参考人
(厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官)
政府参考人
(厚生労働省雇用環境・均等局長)
政府参考人
(中小企業庁経営支援部長)
政府参考人
(国土交通省大臣官房建設流通政策審議官)
政府参考人
(国土交通省大臣官房審議官)
政府参考人
(厚生労働委員会専門員)

大隈 和英君
岡下 昌平君
福山 守君
太田 昌孝君
福田 昭夫君
小泉進次郎君
小林 鷹之君
赤澤 亮正君
中野 洋昌君
篠原 孝君
柴崎 哲也君
小田部耕治君
稲岡 伸哉君
猿渡 知之君
加藤 俊治君
宇都宮 啓君
宮川 晃君
高島 竜祐君
青木 由行君
眞鍋 純君
水嶋 智君
中村 実君

同日
補欠選任
鳩山 二郎君

十一月二十七日
労働者派遣法の早期抜本改正に関する請願(宮本岳志君紹介)(第四号)
子供のための予算を大幅にふやし国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに関する請願(小沢一郎君紹介)(第三〇号)
同(山本拓君紹介)(第三二一〇号)
同(中川正春君紹介)(第七一七号)
同(矢上雅義君紹介)(第七七八号)
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(中谷元君紹介)(第六九号)
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(中谷元君紹介)(第七〇号)

同日
補欠選任
大岡 敏孝君

国の責任でお金の心配なく誰もが必要な医療・介護を受けられるようにすることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第九三三号)
同(笠井亮君紹介)(第九四四号)
同(穀田恵二君紹介)(第九五五号)
同(志位和夫君紹介)(第九六六号)
同(塩川鉄也君紹介)(第九七七号)
同(田村貴昭君紹介)(第九七八号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第九九九号)
同(畑野君枝君紹介)(第一〇〇〇号)
同(藤野保史君紹介)(第一〇〇一号)
同(宮本岳志君紹介)(第一〇二二号)

同(宮本徹君紹介)(第一〇三三号)
同(本村伸子君紹介)(第一〇四四号)
重粒子線治療に対する健康保険適用に関する請願(井野俊郎君紹介)(第一〇五五号)
安心・安全の医療・介護に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一一九九号)
同(笠井亮君紹介)(第二二〇号)
同(穀田恵二君紹介)(第二二二一〇号)
同(志位和夫君紹介)(第二二二二二号)
同(塩川鉄也君紹介)(第二二二三三号)
同(田村貴昭君紹介)(第二二二四四号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二二二五五号)
同(畑野君枝君紹介)(第二二二六六号)
同(藤野保史君紹介)(第二二二七七号)
同(宮本岳志君紹介)(第二二二八八号)
同(宮本徹君紹介)(第二二二九九号)
同(本村伸子君紹介)(第二二三〇〇号)
十二月一日
新たな患者負担増をやめ、窓口負担の大幅軽減を求めることに関する請願(小沢一郎君紹介)(第一五九号)
安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善に関する請願(岸本周平君紹介)(第一六〇号)
同(阿部知子君紹介)(第三〇一〇号)
医療・介護の負担増の中止に関する請願(小沢一郎君紹介)(第一六一一〇号)
同(神谷裕君紹介)(第一六二五五号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第一六三〇〇号)
同(笠井亮君紹介)(第一六三一一〇号)
同(穀田恵二君紹介)(第一六三二二二号)
同(志位和夫君紹介)(第一六三三三三号)
同(塩川鉄也君紹介)(第一六三四四四号)
同(田村貴昭君紹介)(第一六三五五五号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一六三六六六号)

同(畑野君枝君紹介)(第一八七号)
同(藤野保史君紹介)(第一八八号)
同(宮本岳志君紹介)(第一八九号)
同(宮本徹君紹介)(第一九〇号)
同(本村伸子君紹介)(第一九一号)
同(小川淳也君紹介)(第一九六号)
同(阿部知子君紹介)(第三〇二号)
全国一律最低賃金制度の実現を求めることに關する請願(藤野保史君紹介)(第一六二号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第一九二号)
同(笠井亮君紹介)(第一九三号)
同(穀田恵二君紹介)(第一九四号)
同(志位和夫君紹介)(第一九五号)
同(塩川鉄也君紹介)(第一九六号)
同(田村貴昭君紹介)(第一九七号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一九八号)
同(畑野君枝君紹介)(第一九九号)
同(藤野保史君紹介)(第二〇〇号)
同(宮本岳志君紹介)(第二〇一号)
同(宮本徹君紹介)(第二〇二号)
同(本村伸子君紹介)(第二〇三号)
保険でよい歯科医療の実現を求めることに關する請願(重徳和彦君紹介)(第一六三号)
同(大西健介君紹介)(第一六六号)
同(篠原孝君紹介)(第二〇四号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二〇五号)
同(大串博志君紹介)(第二二五号)
同(古本伸一郎君紹介)(第二二六号)
同(小川淳也君紹介)(第二八七号)
同(岡本充功君紹介)(第三〇三号)
子供のための予算を大幅にふやし国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに關する請願(堀啓啓仁君紹介)(第一七九号)
同(稲富修二君紹介)(第二八三号)
同(小川淳也君紹介)(第二八四号)
同(宮本徹君紹介)(第二八五号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第二九四号)
同(白石洋一君紹介)(第二九五号)
同(田村貴昭君紹介)(第二九六号)

まりの実効性を確保しようとするものであります。あわせて、そうした対応によつて、周辺住民、また、取り締まりを行う自治体からさまざまな要請がありますので、それにも応えるというところで、そういった意味からも速やかに施行したいというふうに考えています。

また、今回、そうした規制の面だけではなくて、この改正案では、ホテル営業と旅館営業の営業種別を統合することで、和風、洋風といった様式の違いによる規制を撤廃し、多様なニーズに添えていく。あわせて、政令等においても大幅な規制緩和をすることによりまして、こうした規制緩和は、住宅宿泊事業との均衡を図る、こういった上でも住宅宿泊事業法との同時施行をぜひしてほしいと関係者からも要請をいただいているところであります。

いずれにしても、この法案の取り締まり強化と規制緩和、そして既に成立をしております住宅宿泊事業法と相まって、健全な旅館、ホテルの事業者と民泊事業者が育成され、そして急増する訪日外国人旅行者へのインバウンド対応を進めるものでもあり、我が国の経済発展にも最終的には資するものというふうに思っております。

実際に施行までのスケジュールを考えますと、法律をお認めいただいた後に、政省令の整備、そしてパブリックコメント、また地方自治体における条例制定手続等の期間が必要でありますので、住宅宿泊事業法が来年の六月十五日に施行されるということでありまして、それを考慮すると、今国会で速やかに成立をしていただきたい、こういうふうに思っております。

○繁本委員 大臣、御答弁ありがとうございます。

さて、その期待が大きく寄せられる、民泊を含めた旅館業のことでありますけれども、厚労省が昨年十月から十二月にかけて実態調査を行い、ことしの三月に公表いたしました。その結果を読んでもありますと、確実に営業許可を受けて事業をなされている方々、全体の調査件数が一万五千余り

と承知しておりますが、その中の一六・五％、都市部、いわゆる大都市圏中心市においてはわずかに一・八％、そしてそれ以外の地域では逆にふえて三四％となっております。いわゆる違法民泊が都市部に相当集中しているというような状況が、ここからうかがえるわけでありまして。

実際、私の京都におきましても、やはり京都府と京都市以外の地域ではこの民泊に対する受けとめ、あるいはアプローチも随分異なっております。

同じ京都府の中でも、京都市以外の、例えば郡部の方でありましたら、民泊を活用して地域振興をしたい、もともととお客様にきてほしいといった極めて前向きな受けとめ、その条件整備に一生懸命知恵を絞っているところであります。一方、京都市内、この百四十七万人の都市で急増している民泊については、今の話とはちよつと変わってくるわけでありまして。

実際、京都市は二十名体制で民泊専門チームをつくっておりますし、このチームが現地で調査をしたり、また指導に当たっている、このような状況であります。また、京都市の状況に応じた新しい独自のルールをつくるための検討会も立ち上げて、例えば、具体的に申し上げますと、迷惑行為を防止するために本人の確認を対面でやらせましようとか、あるいは緊急事態が発生したときに管理者が駆けつける要件が設定できないだろうかとか、あるいは周辺住民に事前に説明することを義務づけができないかといったことを考えております。

京都市に限らず、全国の自治体は、やはりそれぞれ地域の実情がありますから、この実情に照らした独自のルールを設定したいんですが、民泊新法に照らして、どこからどこまでが認められるのかということがよくわからない。非常に不安に思っている現状があります。

今、京都市の例を申し上げましたけれども、それ以外にも、都市計画、用途区域上、例えば、この地域はもうやらせないとか、営業日数をゼロ

にするとか、期間限定にするとか、さまざまな独自のルールが検討されているんですね。ただ、本当に、先ほど申し上げたとおり、どこからどこまでの範囲が地域の実情に応じた独自のルールとして条例でできるのか、これを非常に心配しております。

京都市の門川市長のお話を聞いていまして、いざ裁判になったときに、いや、市が勝手に条例で縛ってきたけれども、民泊事業者からは、いや、これは国の法律にはこう書いていないじゃないかというようなことが心配で、我々はぎりぎりのところで今検討してルールづくりをやっているんだというような声もいただいております。

また、観光庁の方では今ガイドラインをつくっているというふうに聞いておりますけれども、ガイドラインができる前に条例ができて、条例ができてからガイドラインができました、ガイドラインを見てみたら条例とちよつとそぐわないといったことができた場合に一体どういった対応になるのか、これらの点について国の見解を聞きたいと思ひます。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。

住宅宿泊事業法は、一定のルールのもとで健全な民泊サービスの普及を図るものでございまして、事業者の経済活動を不必要に制限しないように配慮しつつ、近隣住民の生活環境への悪影響といった外部不経済への抑止を図るという制度設計をしておるということでございます。

御質問のうち、営業可能な日数や曜日といった期間の制限につきましては、住宅宿泊事業法第十八条に基づきまして条例で制限することが可能でございますけれども、その場合には、合理的に必要と認められる限度において、生活環境の悪化を防止することが特に必要である範囲で制限するということが、この規定上求められておるということでございます。

また、御指摘の、事前説明の義務づけなど、その他の運用上の規制に係る条例につきましては、本法では特段の規定は置かれておりませんが、営

業を事実上禁止してしまうような過度の規制となるような場合には、この法律の趣旨に照らして適切ではないと考えられるところでございます。また、都市計画の特別用途地区での営業を一律に禁止するといった場合につきましては、都市計画法の趣旨や特別用途地区の考え方、あるいは、求められるプロセスに沿っていただくことが必要であると考えられます。

いずれにいたしましても、一部の地方自治体において、条例などにより規制を設けることは検討されているところでございますけれども、地域の実情とともに、こういった法の趣旨も十分に踏まえていただいた上で御検討いただく必要があると考えております。

こうした国の考え方につきましては、本年中に発出予定のガイドラインに盛り込む予定としておるところでございます。また、条例の制定に当たりましては、そのガイドラインの内容を踏まえていただきますよう、地方自治体に丁寧に御説明を尽くしてまいりたいと考えているところでございまして。

○繁本委員 御答弁ありがとうございます。

少し具体的に踏み込んだ御答弁で、今の話を聞いた京都市も少し安心して準備ができる部分があるかと思ひますが、それでも、なおまだ不安はございます。ぜひそのガイドラインを早くお示しいただいて、全国の自治体に安心を与えていただきたいと思ひます。

さて、その違法民泊を取り締まる体制について、これは、民泊新法においても、今回の旅館業法の改正においても、規定が設けられるわけでありましてけれども、これまた私の地元京都市の事例になりますけれども、先駆けて京都市では宿泊税というものも先般条例で定めたところであります。

来年の十月に施行の見込みであるんですが、この宿泊税を定めて、無許可の営業者に対しても宿泊税を集めて、そして、そこから得られた財源はこれからの観光振興に役立てていくわけでありま

すが、京都市においては宿泊税を制定したわけでありますから、課税の公平性というものを担保するためにも、やはり監視体制、取り締まり体制というのが非常に重要になってきます。ここが最初の情報になって、いろいろまた観光庁とか国交省だとか情報を共有して、しっかりとした監督ができるものだと思うんですが、この体制です。国は法律を国会で定めて、自治体は権限を付与されたわけでありますが、その人員、財源も含めて、やはりしっかりとした国の応援がなければ、これはやっていけない状況であります。

京都市では、もう既に、先ほど申し上げました専門チームで、あるいは、民泊サービスに係る通報相談窓口も設けておりますし、こういった地域の努力に対して、しっかりと財政的にも人員的にも応援していただきたいと思いますが、平成三十年度の予算も含めて、国としての取り組み方針をお聞かせいただきたいと思います。

○大沼大臣政務官 現在も、都道府県等では旅館業の営業者の調査や監視指導を行っているところでございます。

このたび、改正法案によって、無許可営業者の立入検査等の権限も付与されることになります。これにより、無許可営業者に対しては、感染症の発生など公衆衛生に重大な危害を及ぼした場合など、立入検査等の業務が新たに発生することになります。

このため、都道府県等において、委員御指摘のとおり、こうした業務が円滑に行われるように、実態を踏まえて、関係機関と連携しながら、都道府県の体制整備に対する支援について検討してまいりたいと考えております。

○繁本委員 生活衛生面、あるいは安全面での保健所の人員体制、これは十分必要であります。しっかりとお願いします。

先ほど申し上げたとおり、宿泊税を課した例えは京都市においては、またそういった観点から、今回の保健所から得られる情報が非常に大事になってくるんですね。そういった意味も込め

て、しっかりと体制整備の応援をいただきたいと思えます。

また、家主が不在の場合の、家主不在型の民泊につきましても、国が直接監督する権限、今回付与されています、民泊新法で。この部分について、少し具体的に、体制についてお話をいただきたいと思えます。

○青木政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘ございましたように、家主不在型ということになりましたときに、今回新しく制度としたしまして住宅宿泊管理業者、こちらがかわって管理をするという仕組みができました。そして、それに伴いまして、国、具体的に申し上げますと、私も国土交通省の地方整備局、それから北海道では北海道開発局におきまして、この管理業者の登録事務でございますとか、あるいは指導監督事務、これを実施することといたしてございます。

この適切な実施を確保いたしますために、不動産管理業を現在所管しております都局、ここに住宅宿泊管理業の専門の担当を設けてまして、体制を強化して対応していく予定でございます。

また、今回の制度におきましては、都道府県等も、先ほど申し上げた宿泊管理業者に対しまして、業務の改善の指導、命令を行いますほか、また、国土交通省に住宅宿泊管理業者の登録の取り消しを要請するような仕組みも整えておりまして、いわば都道府県も住宅宿泊管理業者の監督事務の一部を担っていただく、こういったことになっております。

したがって、都道府県と、例えばその事業者の情報を共有するシステムの構築、こういったことを今進めてございまして、こういったことで国と都道府県等の担当部署の連携を密にいたしまして、管理業者への指導監督が、より円滑かつ的確に行われるように対応してまいりたいと存じております。

以上でございます。

○繁本委員 ありがとうございます。しっかりと

と国の方も体制整備をお願いしたいと思えます。家主不在型の場合は、国と都道府県、保健所設置市が両方監督できるわけであります。そこは決してお見合いになることなく、しっかりと情報共有して、有効な監督取り締まり体制をつくっていただきたいと思えます。

さて、次の質問であります。規制、規制、規制、取り締まり、取り締まり、取り締まりばかりではなくて、冒頭申し上げましたとおり、民泊を、しっかりと、いい形で地域振興につなげていきたいというような声も実際でございます。私の地元京都でも、いわゆる物のインターネット、IoTを活用した民泊あるいはゲストハウスの運用というものが検討されております。

例えば騒音、これは一つ民泊の大きな問題であります。ゲストハウスの中に人感センサー、騒音センサーを例えばつけますと、お客様がいつい盛り上がりまして、騒音が出た、多言語で自動的にお静かにと言ってくれば、そこで一つおさめる。さらについて盛り上がりまして、二回、三回、五回となってきたときに、いよいよ管理者に通報しなければならぬ、これもICTで自動に行く。こういったことがもし実現すれば、未然に取り締まりや、いざ事が起きたときの対処にエネルギーを使うのではなくて、かなり前向きなことに民泊を活用できる。

また、あらかじめICTで、事前にお客様に、観光情報とか、例えば周辺でこんなおいしいものが食べられます、こんなものが買える物でございます、こんなお祭りがありますよというものを伝えれば、ゲストハウスの周りでお金が落ちるんです。すごくうれしいですね、お客様も、迎えて、地域とお客様とがコミュニケーションをとって、地域コミュニティと調和のとれた民泊あるいは旅館業が成り立っていく。こんな期待もあるんですね。

こういった観点において、IoTとかICTとか、いわゆる技術を使った民泊の活性化というか

活用を提案したいんですが、この点について、政府のお考え、取り組みをお聞かせいただきたいと思えます。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。

住宅宿泊事業の適切かつ効率的な実施を確保し、また行政コストを軽減していくためには、ICT、IoTといったことを活用していくということ、これは、先生御指摘のとおり、大変重要であるというふうに考えております。

このため、例えばチェックインの際の本人確認につきましても、対面と同等の手段としてICTを活用した方法を認めることとしております。また、関係行政機関間の届け出情報などの共有のための電子システムを構築し、活用することとを考えておるところでございます。

一般論といたしまして、まさに先生御指摘のような方法も含めまして、ICT、IoT技術の活用によって民泊サービスの質の向上が図られるというところは大変望ましいことであるというふうに考えておりますので、観光庁といたしまして、こうした民泊サービスにおけるICT、IoT技術の活用を期待いたしますとともに、その動向を見守ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○繁本委員 ありがとうございます。

時間となつてまいりました。最後でございますけれども、今申し上げた規制の面と有効に民泊を活用する面、さまざまございまして。両にらみで、この法律、旅館業法も含めて三年後の見直し、目途となつていますが、常に現場の状況、地域の実情に応じた見直しが必要となっております。国として、ぜひ早目早目に論点を整理していただいて、地域にとつても自治体にとつてもすばらしい形でこの民泊が活用されることをお願いしたいと思います。最後に大臣、一言だけお願いします。

○加藤国務大臣 繁本委員御指摘のように、法制度のあり方というのは、どんな社会情勢等も変わつてまいりますから、それを踏まえて不断に見直しをしていくことが必要だというふうに思いま

す。

ただ、今回のものは、これから法律を皆さんに御審議いただいて、成立をし、そしてそれが具体的に実行されて、その結果を検証するということがありますから、若干時間がかかるんだろうというふうに思いますが、我々としては、いずれにしても、既に成立しております住宅宿泊事業法、また今回法律をお通しいただければ、この法律が適正に執行される、あるいはそれぞれの事業者がそれにのっとって適正に運営をしていただける、まずそれに努めていきたいと思えます。

○繁本委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○高島委員長 次に、山田美樹君。

○山田(美)委員 自由民主党の山田美樹でございます。質問の機会をいただき、ありがとうございます。

私の地元は、東京の都心の赤坂や六本木、歌舞伎町、神楽坂、秋葉原などの繁華街を抱えております。ここ数年の外国人観光客の増加に伴いまして、民泊におけるごみ出しや騒音などのトラブルが地域の住民にとって深刻な問題になっていることから、新宿区や港区、千代田区など、各自治体においてもさまざまな検討や対策がなされているところであります。

全国では、旅館業法上、無許可営業の可能性があるもので指導に至ったケースは昨年度一年間で一万八百件ある。そのうち半分以上が大阪、京都、東京に集中をしていると聞いておりますし、営業者と連絡がとれないものが約半数あるとも聞いております。

一方で、優良な民泊には地元経済の活性化への期待もあります。特にホームシェア型の民泊は、マンションの空き部屋を活用した民泊とは違って、ビジネスというよりも交流の面が強くて、日本ならではのおもてなしとして商店街振興や観光振興も期待され、御高齢者のホストの方には生きがいとなっているという事例もお伺いをいたします。

さきの通常国会で成立した住宅宿泊事業法と今回の旅館業法改正で、違法営業はきちんと取り締まった上で健全な民泊は育てていくという法的な枠組みは整ったわけですが、これまでも議論されてきたホテル、旅館業と民泊のイコールフットリング、公正で公平な競争条件の確保という問題は、ほぼ解決したと言えるのでしょうか。

規制や税制の問題もさることながら、社会的な立場の違いというのがあります。ホテル、旅館の事業者は、万が一事故が起きた場合、営業停止や廃業に追い込まれることもあります。住宅宿泊事業者の場合、事業者といっても住宅を提供する個人にすぎない場合も多く、民泊事業が停止になっても、自身の生活を営む上での支障はありません。こうした社会的責任の違いをどのように考えていくのでしょうか。加藤厚生労働大臣にお伺いいたします。

○加藤国務大臣 今回の旅館業法の改正によって、先ほどもちょっと御説明いたしましたけれども、無許可の営業者に対する立入調査等、規制がしっかりとできるということと並行して、ホテル営業と旅館業の種類の統合を初めとした、各種規制、これは、旅館やホテル等を営んだ方に対する現行の規制が大幅に緩和をされるということがあります。

他方で、宿泊事業法の施行によって、個人営業の住宅宿泊事業者に対してもさまざまな義務、例えば宿泊者名簿の備えつけ、避難経路の確保などの義務が課せられているわけでありまして、そういった意味で、規制面の差をかなり縮小はできたというふうに思っております。

また、万が一の事故に備えたさまざまな規制が課されることによって、そうした責任があるんですよということも民泊の個人事業者の方にも認識していただきたいというふうに思っているところであります。

いずれにしても、今回の法律の改正、あるいは既に成立しております住宅宿泊事業法の施行の中において、利用者のニーズに応じて適切なサービス

スが、それぞれの主体、ホテルや旅館の事業者、また、民泊の事業者の間での公平で健全な競争を通じてそれが提供されていく、そういう環境をしっかりと整えていきたいと思っております。

○山田(美)委員 加藤大臣、御答弁ありがとうございます。

それぞれの立場から、それぞれの適切なサービスを提供していくということで、宿泊者に対する選択の幅が広がっていくということが実現できればいいなというふうに考えております。

次に、先ほどのお話の中にも少しありました、家主不在型の無許可営業についての立ち入りのあり方についてお伺いをいたします。

今回の改正で無許可営業に立ち入り権限が認められることになりましたが、先ほどの繁本議員の御質疑の中にもあったように、国と都道府県の連携を上げて違反営業への抑止効果を高められるかということが非常に大きな課題だと思っております。

この点、いわゆる家主不在型の無許可営業に対する立入検査が、実際、具体的にどのようなものになるのかイメージが持たにくいというところ、そんな声が地元からも多く聞かれていますので、ご説明いたします。

通常、ほかの業態で立入検査といえますと、店舗ですとか事業所ですとか、店長や社長がいらっしゃる場所が想定されて、そこに検査をしに行く。ただ、家主不在型では、立ち入りに行っても管理者が誰もいないですし、宿泊している人が寝ているところどこかどか押しかけていくのかなですとか、実際行ってみたら言葉の通じない外国人がワンルームの中に十五人も雑魚寝していたというような、そんな事例も何うところがございます。

そもそも、立入検査の対象は無許可の営業者でありますけれども、通報があつて、まず大家さんに訪ねていくと、大家さんは賃借人が無許可営業をしていたとは全く知らず、聞いてびっくりとい

うケースも多いと伺っております。

こうした家主不在型の無許可営業の立入検査は実際どのように行っていくのか。恐らく、さまざまなケースを類型化して対応を整理していくということになるんでしょうけれども、国の方で何か指針を考えているのでしょうか。関係機関の連絡によってうまくいっている自治体の例などもあれば、御紹介をいただければと思います。

○大沼大臣政務官 お答えいたします。

家主不在型については、営業者との接触や指導が困難な事例が多く、今回の改正で立ち入り権限が創設されることによって、客室等における営業実態の確認ができるようになるという意味で取り締まりの実効性が高まるものと考えておるところでございますが、委員御指摘のように、その具体例というのはなかなか描きにくいといった実態もあるため、取り締まりの実効性を高めていくためには、営業のあり方についてもさまざまなバリエーションがございますので、調査や指導を行う必要があると考えております。

都道府県においては、保健所と自治体の民泊担当部局との間で連携が求められることは当然でございますが、例えば大阪府では、昨年十二月に、副市長をトップとして、民泊をはじめとする宿泊対策プロジェクトチームが設置されました。生活衛生、観光に加え、消防や都市計画といった関係部門がそれぞれ連携をして、市民の安心、安全と、観光客が快適に過ごせる受け入れ環境の整備に向けた取り組みを進めていると承知しております。

国としても、こうした先進的な取り組みに関する情報を共有してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○山田(美)委員 大沼政務官、具体的な事例も交えての御答弁、ありがとうございます。

特に外国人を含む場合、絡む場合というのが、非常に対応が難しくなるうかと思えます。最近では、外国人観光客を対象にした白タク、違法タクシーもふえているというふうに聞いております。

れども、民泊以外のほかのシェアリングサービスと連携して違法ビジネスが拡大していくということにならないためにも、違法民泊を厳しく取り締まっていく必要があると思ひますし、今ほど御紹介ありました大阪市の事例、先進的な例も参考に、ぜひ国の方からも自治体に対して、行動マニュアルを示していただきたいと思いますとおります。

次に、民泊をめぐるトラブルについて、警察の対応について伺いをいたします。

家主不在型民泊の被害実態についてということ、東京の都心部とその周辺の実例をお伺いいたしますと、例えばごみが散乱している、ただ散らかっているというだけではなくて、分別の仕方がわからないという以上に、もうそこら辺に、そこかしこに散らばっていると。深夜に大声で騒いでいて眠れない、子供が起きてしまう、夜中にマンションの廊下でたむろしていて、女性や若い方にしつこく声をかけて絡んでくるですとか、集合住宅の中には、管理人さんや理事会でさえ、家主不在型民泊を行っている部屋がどこなのかという、その部屋の特定期間でもないというところもあるという話も聞きます。被害者の方は思い悩んだ末に相談をしてくるわけですから、もうその通報があった時点、相談があった時点では、心身ともに弱り切っている方もいらっしゃるというお話も伺います。

民泊をめぐるトラブルへの対応は、まずは保健所が主体となつて対応するということになるんではないけれども、被害を受けている近隣住民の方々の立場からしますと、連絡先は保健所だということを知らない方も実際多いのではないかと思います。特に夜中などは、保健所はあいていませんから、直接一〇番する方というのも、それが現実的であつて、実際、そのような例も多いというふうに向つております。

無許可営業だということ、それだけではすぐに警察が動く問題ではありませんけれども、住民の中には、違法民泊は薬物取引などの犯罪の温床になるのではないかとすとか、あるいは、これからオリンピック・パラリンピックに向けてテロ対策という話が大きくなっていく中で、テロリストのアジトに使われるのではないかとすとか、そういう不安を抱えている方もいらっしゃるわけであつて、もしも、その一〇番通報で駆けつけてくれればありがたいというところではあります。

こうした地域住民の安心、安全への要請に、警察はどのように応えているのでしょうか。その上で、警察が行う防犯や治安の取り組みの中で、無許可営業の取り締まりについて、関係機関とどのように協力をされていくのでしょうか。

○小田部政府参考人 お答えいたします。地域住民の方から一〇番通報を受理した場合の警察の対応につきましては、個別具体的な通報内容によりましてそれぞれ異なるところでありますが、一般的には、警察では、一〇番通報を受理した場合、警察官を直ちに現場に臨場させまして、関係者から聴取するなどして、その状況に応じた措置をとつていくところであります。

その際に、何らかの法令違反となる行為が認められる場合には、所要の捜査等を行うほか、旅館業の無許可営業の疑いがある場合には関係機関に連絡するなど、所要の措置をとつていくところであります。

また、関係機関の調査により、旅館業の無許可営業であることが判明し、関係機関において繰り返し指導を行つたにもかかわらず従わないような悪質なものにつきましては、告発を受理し、検挙するなど、厳正に対処しているところであります。

警察としては、地域住民の方が安全、安心に暮らせるよう、今後とも関係機関と連携しながら、その状況に応じて適切に対応してまいる所存であります。

○山田(美)委員 大変心強い御答弁、ありがとうございます。地域のパトロール、防犯、防災においても、地域の警察署が中心となつて、町会やその地域の企

業さんなどと連携をして進めてくださっているとかが多いかと思ひます。非常に地域、地元、住民の方からも信頼が厚いところですので、ぜひ力を入れて対策をとつていただければと思ひます。

ガイドラインにおきまして、この法律の具体的な運用の指針をお示することなどによりまして、都道府県の事務負担を可能な限り軽減するとうふうにより努力をまいりたいと思つております。

次に、先ほど繁本議員の御質問にもありました地方自治体への財源措置について、加えてお伺いをさせていただきます。

また、住宅宿泊事業法の手続に関する電子的なシステムを構築いたしまして、関係行政機関において情報を共有することによりまして、このシステムを活用することによって事務の効率化を図るということをご心にかけておることでございます。

住宅宿泊事業法は来年六月に施行となりますが、それに向けてということで、地方自治体では、東京の周辺ですと、新宿区ですとか大田区ですとか、早いところは年内、今回の第四回の区議会定例会議で、そして、そのほかのところも、年明けには議会会で条例を制定する予定だということに向つております。

さらに、地方自治体による指導監督などのための人員確保、体制の構築につきましては、現在、関係省庁とともに必要な措置を検討しておりますのでございまして、これらの取り組みによりまして、地方自治体において円滑に住宅宿泊事業法の事務をとり行えるよう図つてまいりたいと考えておるところでございます。

来年度の三月には住宅宿泊事業者の届け出が始まりますけれども、各自自治体では混乱も予想されますし、届け出を受け付けるだけでも忙しくて、取り締まりまで手が回らないのではないかとすとも心配をされます。

○山田(美)委員 御答弁ありがとうございます。届け出受理システムの構築ですとかガイドラインの策定など、負担軽減策を進めていただいているとお伺いいたしましたが、やはり何とすても深刻なのは人員不足だと思ひます。

立入検査を行うのは、保健所職員である環境衛生監視員の方々ですけれども、住宅宿泊事業法の施行後は、住宅宿泊事業の監督事務も加わつていくということになります。

最後の質問になりますけれども、新宿の御地元の方々の中では、違法民泊は自転車泥棒よりも多いなどとも言われていますが、これから二〇二〇年に向けて、今後ますます立入検査が必要なケースがふえることが見込まれますけれども、行政の枠の中で人員をふやすというのには限界があるようなどころもあるかと思ひます。

自治体によつて、今現在、既に人員不足で、保健所の職員の方々に相当な残業手当を支払っているところもあると伺つており、国としても対応が急務だと考えます。

これは例えばですけれども、駐車違反の監視員のように、摘発専門の民間の機関に一部業務委託をするような仕組みも検討の余地があるのではないかと考えますが、いかがでございましょうか。

来年度に間に合うように、来年度予算で地方自治体への財源措置や負担軽減措置を講ずるべきだと考えておりますが、どのような対応を進めていらっしゃるでしょうか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。今回の法改正後は、都道府県等におきまして、新たに付与された無許可営業者に対する立入検査等の権限を使つて違法民泊の取り締まりを強化する必要がありますが、その体制整備について、地方自治体や関係省庁と連携しながら対応していききたいと

まず、今後発出を予定しておりますこの法律の

まず、今後発出を予定しておりますこの法律の

考えているところがございます。

御提案いただきました民間委託につきまして、立入検査等は公権力の行使に当たるといった課題もございますことから、まずは、今回の改正後の無許可営業者の実態や、それに応じた都道府県等の取り締まり体制整備の状況について注視してまいりたいというように考えてございます。

○山田美委員 御答弁ありがとうございます。今後、不断の見直し、検討を進めていただければと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○高島委員長 次に、伊佐進一君。

○伊佐委員 おはようございます。公明党の伊佐進一です。

本日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

バッテリーを見ていますと、最初の繁本委員が京都で、次の山田委員が東京で、私が大阪。この京都、東京、大阪、どこもインバウンドが今非常に伸びておりまして、そして、民泊に対しても非常に今大きな、さまざまな自治体も関心を持って動いているところのバッテリーが続くなというふうにして拝見をしております。

この旅館業法の審議、前回の国会でも私、質問に立たせていただきまして、この対になる民泊新法、これも国交委員会での質問をやらせていただきました。この民泊新法は、国会で成立をいたしました。来年度の三月から民泊の申請が始まる、六月から施行されるという今、状況になっております。成立した後で今さまざまな動きがありまして、その動きの中で課題として見えてきたところもあるし、さまざまなこうした課題や動きを中心にして、きょうは質疑をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、シェアリングエコノミーということに対して、民泊はこのシェアリングエコノミーの一つであって、政府がどのような姿勢でこのシェアリングエコノミーに対しているか。

民泊の場合は、スペースをみんなでシェアする。あるいは、移動手段のシェアがあったりとか、物のシェアがあったり、あるいはスキルのシェアというのがあります。クラウドファンディングみたいな資金調達のシェアというものもあると思いますが、このシェアリングエコノミーというものを政府は成長させようとしているのか。それとも、いろいろな課題があるのでこれをしっかりと規制を強化しなきゃいけないというような立場なのか。まず、どちらかお答えいただければと思います。

○柴崎政府参考人 お答え申し上げます。

シェアリングエコノミーには、我が国に散在する遊休資産やスキルなどの有効活用を通じ、さまざまな社会問題を解決する役割を期待しているところでございます。

内閣官房ＩＴ総合戦略室におきましては、昨年十一月、シェアリングエコノミー推進プログラムを取りまとめまして、モデルとなるガイドラインをお示ししたところでございます。そこにおきまして、安全性、信頼性の高いサービスを提供する事業者団体が認定する仕組みの立ち上げを後押しするなど、その普及と推進のための支援を行っているところでございます。

また、本年からは、世界最先端ＩＴ国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画に基づきまして、シェアリングエコノミーを活用する自治体の支援に取り組んでいるところでございます。

今後、引き続きまして、我が国のシェアリングエコノミーの健全な発展に向けまして、関係省庁と連携して取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○伊佐委員 つまり、普及と推進をする立場だと今おっしゃっていただきました。もちろん、規制も必要だというふうに思います。ただ、その規制も、安全性や、例えば信頼性をしっかりと図っていく、安全性、信頼性を図った上で、それは発展させていくために安全性、信頼性を図っていくんだというふうな御答弁だったと思います。こういう

うふうに政府が非常にシェアリングエコノミーに対して前向きだということはおよく理解をさせていただきまして。

その上で、今回の民泊について、まず基本的なところを高木副大臣に質問させていただきたいと思っております。

今審議をしております旅館業法というものと、既に成立、可決いたしました民泊新法、これが対の法律だというふうによく言われておりますが、この二つの法律の関係、それぞれの位置づけというのはどういうふうに考えればよいでしょうか。

○高木副大臣 お答えいたします。

民泊サービスにつきましては、インターネット仲介業者を通じて、旅館業の許可を得ずに行われている事例などが多く見られておりまして、実態が先行し、騒音やごみ出しなど、地域住民とのトラブルといったさまざまな問題が発生しております。こうした問題は、民泊サービスを誰がどこで実施しているかという実態把握が困難であることなどが要因となっております。このために、適正な形で民泊サービスの把握ができるように、本年六月に成立しました住宅宿泊事業法では、民泊サービスに関しまして、届け出制を初めとする一定のルールを定めて、その実態把握と適切な指導監督が行われることとしております。

一方で、旅館業法改正法案につきましては、住宅宿泊事業の届け出をせず、また旅館業法上の許可も取得しない、いわゆる違法民泊事業者につきまして、都道府県知事等による立入検査権限を創設する、またあわせて、無許可営業に対する罰金の上限額の引き上げを行うことにより、その取り締まりを強化するものでございます。

このように、御指摘のとおり、住宅宿泊事業法と改正後の旅館業法が相まって、違法民泊を取り締まりつつ、健全な民泊事業者が育成され、旅館、ホテル、民泊による多種多様なニーズに合った宿泊サービスの提供が可能になるものと考えております。いわばアクセスとブレイキの関係かと受けとめております。

○伊佐委員 アクセスとブレイキというふうにおっしゃっていただきました。御答弁の中で、実態把握をされるんだと。つまり、その意味するところは、今回、民泊新法あるいは旅館業法という形で新しい法律、法律改正も行われていますが、既にあるんだ、それをどうやって実態把握するか。

よく、この二つの法律で民泊が解禁された、さあこれから大変なことになるというふうにおっしゃる方もいらっしゃると思いますが、そうではなくて、もともと今既に存在している。ただ、ルールがなかった。何もルールがなかったがゆえに、周りの住民の皆様が迷惑をかけているものもあつたかもしれないし、あるいは、一部では犯罪の温床になっているんじゃないかというふうな指摘もあつた。だから、そういうところに対してしっかりとルールをつくって、今あるものに対してルールをつくって、民泊を健全に育成というふうにおっしゃっていただきましたが、このアクセスとブレイキになるものだというふうに理解をいたしました。

それでは、既に民泊が存在している、まだ申請はこれからですから、民泊らしきものが。ということですが、今、日本にどれぐらい民泊らしきものというものはあるとお考えでしょうか。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆる民泊につきましては、先生御指摘のとおり、その実態の把握が難しいところではございますけれども、観光庁がことし行いました訪日外国人消費動向調査というものがございまして、それによりまして、訪日外国人旅行者のうち二・四％の方が有償での住宅宿泊を利用したという調査結果が得られておるところでございます。必ずしも正確な宿泊実績を把握できているわけではございませんけれども、訪日外国人旅行者のうち一定の割合でそういった利用がなされているものと認識しているところでございます。

なお、この実態上の民泊につきましては、旅館業法上の許可を受けた簡易宿泊所、また特区民泊

住宅宿泊事業者の届け出の際に、マンションにおいては、民泊を禁止する旨の管理規約がないことを都道府県知事の確認事項として法律の省令に位置づけております。

ただし、管理規約の改正には一定の期間を要するというところから、管理規約上に民泊を禁止するか否かが明確に規定されていない場合には、管理組合の総会あるいは理事会の決議を含めて、管理組合として民泊を禁止する方針が決定されていない旨を届け出の際に確認することとしております。

○伊佐委員 当然、管理規約に民泊だめよと書いていけば民泊はできないわけです。その上で、ほとんどの場合、多分、管理規約に何も書かれていないんです。民泊はいいかどうか、その可否が書かれていない。その上で、書かれていない場合には、さっきの答弁は、禁止する意思がないことを確認する書類も添付してくださいと。

この意味するところは、私がレクで聞いたのは、例えば、管理組合のいろいろな会合の中で、議事録に、民泊が取り上げられて反対だという意見が多数あったら、それは反対の意見がないとは言えないので当然だめです。ただ、反対の意見も何もなければ、ないのが議事録で確認されれば民泊はやってもいい。

ただ、一つ懸念は、当然、この民泊というものがまだこれからの段階で、マンションの管理組合、住民の皆さんも、まだ管理規約を変えようとかそんな議論になっていないわけです。議論しなかったがゆえに、議事録に当然残っていないわけ、そうすると、議事録に残っていないから特に反対の意思はないということでは民泊がどんな許可されてしまう。だから、住民が何も知らないうちに民泊が進められるんじゃないかという懸念があると思います。これをどう考えますか。

○眞鍋政府参考人 おっしゃるとおり、管理組合において十分に御議論していただいた上で、まず民泊の制度を御理解いただき、これを許容するか否かということを経理規約上明確にする、あるいは

は総会や理事会の決議としてまとめていただくということがよろしかろうというふうに思います。

ただし、現状、まだマンションの居住者の方が、制度の理解、あるいはこうした管理規約の改正の必要性について十分に御理解をいただけないという状況にあるように思いますので、私どもといたしましては、制度の理解とともに、こうした管理規約の必要性について周知徹底が必要であるというふうに考えてございます。

このため、先ほど申し上げました標準管理規約の改正内容を国土交通省のホームページに掲載するとともに、全国の地方公共団体へ周知しております。

また、全国のマンションの管理業務を受託している管理会社がございますが、この管理会社の九割を所管しているマンションの管理業協会、一般社団法人がございます。そちらを通じて、各管理組合への周知を八月の末及び十月の末、二度に分けて行いました。

そのほか、公益財団法人マンション管理センターがございますけれども、そちらで相談窓口を八月の末に設けて、全国の居住者の方あるいは管理組合からの相談の受け付けを開始しております。このセンターでは、管理組合向けの特別のセミナー、これを九月から十一月にかけて全国、十回設けております。

そのほか、協会に、業界団体に属していない自主管理組合、これもございますので、そちらに対しての参考資料の配付というののもこの十一月に終えたところでございます。

なおもまだ制度について十分に御理解をいただけないというような居住者の方、管理組合の方もあろうかと思っております。さらに引き続きその周知の徹底を図っていきたくと考えております。

○伊佐委員 この制度の趣旨というのをしっかりと徹底していただきたいということで質問させていたのですが、もちろん、全員知ることがは無理だと思います。当然、全員の住民が知るこ

とも無理でしょうし、ただ、過剰な規制になっちゃいけないというふうに思っておりますので、私がぜひ申し上げたいのは、これから、今、ガイドラインをつくっていらっしゃるわけですが、ぜひ家主居住型と不在型は分けるべきじゃないかというように思っているんです。

つまり、家主がいて、実際にそのゲストを受け入れておもてなしをする、当然、家主が住んでいるわけですから、向かい三軒両隣はある程度顔が見える関係がしっかりとできていくわけですね。そういう場合で民泊をする場合と、あるいは、家主が離れたところに住んでいて、管理会社があくまでもその民泊の管理を行っているというところは、誰しも住んでいないわけですから、個人的なつながりが周りの住民ともないわけです。そういうところは書き方を少し区別する必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、その辺もぜひ御配慮いただければというふうに思います。

もう一問、不在型と居住型の区別でもう一つちよつと確認しておきたいのは、個人情報保護の問題です。民泊をやっていますよということを表に揭示しなきゃいけません。これは義務になっています。ただ、この内容も、今回、私も質問させていただきましたが、不在型と居住型で分けていたいただきました。つまり、例えば、実際にホストが家にいて、お客さんをおもてなしする。その御家族が住んでいるわけで、小さいお子さんもしらっしゃる。そういうところが、自分の、今民泊をやっています。何かあった場合の連絡先はここです、緊急の電話はここですというような、電話番号であつたりとかいろいろの情報を表に揭示しなきゃいけない。これは個人情報保護やあるいはセキュリティの問題からちよつと問題があるんじゃないかという観点から、今の政省令ですかね、居住型と不在型で情報揭示の内容、揭示はするんですけれども、揭示の内容を分けていただきました。

これは今、自治体の条例でどういう議論になっているかというと、居住型と不在型も一緒にしているんです。一緒にして、個人情報保護を全部で公開する、ホストであつて、人が住んでいる、この家主さんの個人情報も全部ネットで公開する、こういう条例が今審議をされようとしております。この辺はどう考えますか。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、届け出住宅ごとに掲げていただきます標準につきましては、家主居住型の場合は住宅宿泊事業者の連絡先などは記載しない、そういう旨、省令で規定しているところでございまして、当該住宅宿泊事業者のプライバシーに配慮する制度になっているということでございます。

一方で、宿泊者あるいは近隣住民の方々が、民泊物件が合法であるか否かを確認することを可能とするために、一部の自治体におきまして、届け出住宅に関する情報を公表することを検討しているということは承知をしているところでございます。

この場合、情報の公開に当たりましては、都道府県等の個人情報保護条例などの整合性の問題でございまして、あるいはプライバシーへの配慮なども踏まえて具体的な公表方法を検討していただくことが望ましいと考えられますので、その旨をガイドラインにおいて記載することを現在検討しているところでございます。

○伊佐委員 こどもやはりガイドラインなんですね。ここをしっかりと、ガイドラインをとにかく早期につくっていただきたい。

もう時間になりましたので終わりますが、これは、実はアジアで最初の法律なんです。アジアでこれだけシェアリングエコノミーが広まっている中で最初の法律で、今、世界が注目しておりますので、しっかりとしたものになるように御努力いただければと思います。

終わります。ありがとうございます。

○高島委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 おはようございます。立憲民主党の尾辻かな子です。

質問の機会を頂戴しまして、ありがとうございます。

私は、二十分という事でいただいておりますので、早速質疑に入りたいと思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、きょうは旅館業法の審議ということなんです、その前にちょっと、この間ございましたある発言について、ぜひ大臣に御所見を伺いたいという事で、まず一問質問をさせていただきたいと思ひます。

これは、十一月二十三日、竹下亘自民党総務会長の御発言の報道についてでございます。新聞報道によりますと、党支部の講演の場で、国賓のパートナーが同性だった場合、私は晩さん会への出席には反対だという趣旨のことをおっしゃったということであります。

それで、これは外務の方でやっていただいたらいいんですが、今、例えば、ルクセンブルクの首相とかアイルランドの首相は、実はゲイ男性なんです。セルビアの首相も、実はレズビアン女性でありまして、こういうことを公表されて、その国の代表であるということなんでございまして。そういう方を排除するような発言をされると、その方を代表に選んだ国民の皆さんを軽視することになりますし、もちろん、礼儀を失する、外交的な失点になるかと思ひます。

そして、その大もとには、実は、性的マイノリティーの人たちをこのように排除してもいいんだというふうな人権意識につながってしまうのではないかと、こういう危惧を感じているところであります。

予算委員会の方で、政府の見解については一定質問されているんですけども、厚生労働分野を預かっている加藤大臣として、この発言についてどう受けとめられたのかということについて、御所見を伺いたいと思ひます。

○加藤国務大臣 尾辻委員お話をありがとうございましたよう

に、基本的に政府の考え方は、予算委員会が総理からも、また外務大臣からも御発言があったので、省略をさせていただきたいと思ひます。

この発言そのものについては、あくまでも政治家個人の見解なので、政府として、また厚生労働大臣としてコメントするのは控えたいと思ひますが、しかし、性的指向や性的自認に対する偏見、差別、これは絶対あつてはならないというふうに考えております。

こうした偏見をなくして、一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会、ある意味では共生社会と言つてもいいのかもしれない、その実現のために、厚生労働省においても、これまでも、セクハラ等のパンフレットの中においても、このLGBTの問題についても内容に盛り込み、そして、適正な対応ということも啓発しているところでありますし、また、労働局の総合労働相談コーナーにおいても相談に対応する、こういう取り組みをさせていただいております。

引き続きこうした取り組みをしっかりと進めることによつて、性的指向、性自認に関する職場での理解の促進を図るとともに、全ての方々が働きやすい職場環境づくりに引き続き取り組んでいきたいと思ひます。

○尾辻委員 大臣の方からは、しっかりと偏見をとつていくということでおっしゃっていただきました。ですので、旅館業法の質疑の中でまたちょっと細かいことも聞いていきたいと思ひます。

今回、私は、質問させていただくに当たつて、六月の委員会の旅館業法の議事録を読ませていただきました。そのとき結構議論になつていたのが、第五条について議論になつてたかと思ひます。第五条とは何かといいますと、宿泊拒否をしてはいけない、三つの例外を除いてはしてはいけないですよということが書いてある条文でございます。

実は、旅館業法五条ではこうやって宿泊拒否をしてはならないということになっておりますが、

きょうお手元に資料配付をさせていただきまして、この一枚目のところの左の新聞記事をごらんいただきました。この左は、大阪市内において同性同士で宿泊しようとしたところ、ホテル側から宿泊拒否に遭いましたという事例であります。そして、これは実は、私が事務局長を務めているイベントでこのことが起こりまして、東京からいらした方が大阪で宿泊しようとしたところ、同性同士はだめだというふうになつて、その方から私に連絡があつて、これは第五条違反だから保健所に連絡をしたら指導してもらえという事で、保健所に指導をしていただいたというの、実はこれは結構古くて二〇〇六年でございます。

そして、その右側ですけども、二〇〇六年から、今は二〇一七年、十一年たちました。では、実は、この問題は解決しているのかという、そうではなくて、この右側は二〇一五年七月九日の記事でございますけれども、松山の三つのホテルで、性的少数者、つまり同性のお客様同士のダブルの御利用はお断りしていると書かれたケースが三件あつたという事で、実際にこれも拒まれております。私も聞きました。

ですから、旅行に行った際に、こうしてせっかく泊まろうとしたら、門前払いをこのように食つてしまうということが実は起こつております。

そして、今までは当事者がそれを当たり前だと思つた、自分たちが少数派だからこうして断られてしまうのは仕方がないと泣き寝入りをしていた部分が少しずつ見えてきたのかなというふうになつておまして、例えば、保健所でしっかりと調査をしているところもあります。東京の豊島区の池袋の保健所が、二〇一五年、二〇一六年、調査されたそうですね。区内の宿泊施設の中で同性同士の利用を断ると答えた、百八十件調査したところ四十三件が断ると答えた、四分の一の宿泊施設が同性同士の利用を断ると答えたということも新聞報道でされております。

これら保健所で把握されているものもあるんですが、まずは、厚生労働省として、このような同性同士の宿泊拒否について、これらの報告を把握したり、また調査をしたことがあるのかということについてお聞きしたいと思ひます。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。これまで、旅館業法第五条違反の件数等の定期的な調査あるいは集計というのは行つてございません。

しかしながら、都道府県等に対しまして、旅館等への立入検査につきまして、昨年度と今年度の実施状況を特別に調査しましたところ、平成二十八年年度に一件、LGBTのカップルの宿泊拒否事案に関しまして立入調査及び指導が行われていたということ把握をさせていただきます。

○尾辻委員 今、一件ということですけども、保健所が調べると四分の一あつたとか、多くの当事者はなかなか言えていないのかとか、あと、内閣府では、世論調査の中でこれは一回調べたことがあるみたいで、人権擁護に関する世論調査の中で、これは実数ではないと思ひますが、性的指向に関する人権問題として、宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されることということについて、一定数こういう人権問題があるということが世論調査の中でもわかつております。

これだけ事案がある、新聞報道でもある、そして実際は宿泊拒否の実態があるというところで、これはぜひとも防止をしていただかなければいけないと思つております。

つまり、多くの宿泊業の皆さんは、同性同士の宿泊は断つても構わないんだという認識があるというところだと思ふんですけど、この豊島区の実例を見ても、ですので、ぜひとも、これは通知をちゃんと、同性同士でも宿泊拒否をすることがないようという通知が必要かと思ひます。これについてはいかがでしょうか。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

旅館業法第五条におきましては、先生御指摘のように、宿泊しようとする方が伝染病等の疾病にかかっていると明らかに認められるとき以外につ

きましては宿泊を拒んではならないとされているところでございます。

過去に、ハンセン病の元患者の方の宿泊を拒否した営業者に對しまして旅館業法に基づき行政処分が行われているなど、旅館業法は不当な差別的取り扱いを防止することを原則としてござい

ます。

このため、御指摘いただきましたとおり、同性同士であることのみをもって宿泊拒否をするというような差別的取り扱いが旅館業法第五条違反となるものでございまして、本規定の適切な運用が図られますように周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○尾辻委員 済みません。周知を図るということは、通知を出していただけたらということではございませんか。確認です。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

自治体の担当者会議その他さまざまな手段があると考えてございまして、その手法につきましては検討させていただきたいと思ひます。

○尾辻委員 ぜひとも通知を出していただきたいと思うんですね。

これは、別に我が党が言っているだけではなくて、自民党さんも実は提言をされていまして、性的指向、性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すための基本的な考え方というのを平成二十八年五月二十四日に出されているんですが、その中にしっかりと、「宿泊施設や入浴施設等あるいは観光客向けの施設において、性的指向や性自認に關し不当な差別なくかつ適切な配慮がされるよう検討を行い、必要に応じてガイドラインの策定や通知等により行うべき対応を明らかにすること（特にホテルでの宿泊におけるダブルベッドルームの予約等）」というふうにちゃんと書いてございます。

なので、済みません、もう一度、ではお聞きしたいと思ひます。ぜひとも、周知のためには通知がいいかと思ひます。お答えいただきたいと思ひます。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

もちろん、通知も有効な手段だと思ひます。通知も含めて検討させていただきたいと思ひます。

○尾辻委員 ぜひともよろしく願ひしたいと思ひます。

それでは、ちょっと引き続きまして、LGBT関連ということで、雇用、労働について御質問をさせていただきたいと思ひます。

お手元の資料をらんぐください。一枚目をめくっていただきまして、二枚目でございまして。

ことし実は、LGBT、性的マイノリティーの働き方、雇用、労働についてはさまざまなところから提言が出ております。

おめくりいただきましたところにあるのは、経団連がことしの五月十六日に、「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」ということで提言を出されております。これは下に下線を引いておられますけれども、「その中でも、「見えないマイノリティー」であるとともに、企業としても取り組みが急務となつていて、LGBTの人々に関する対応に経済界として初めて焦点を当て、各企業の取り組み状況を紹介すると共に、どのような対応が考えられるかを提言するものである。」という、経団連が出ております。

一枚おめくりください。その次につけましたものは、労働組合の方から、連合の方からも出てくるものであります。ことし十一月に、性的指向及び性自認に関する差別禁止に向けた取り組みガイドラインということで出ております。これが大体この大きさで、五十一ページのもの。経団連が四十二ページ物の提言。

そして、もう一枚おめくりいただきましたら、今度は学術界からもこのようなものが出ております。「性的マイノリティーの権利保障をめざして」ということで、ことしの九月二十九日に、労働の分野ということで、もう一枚おめくりいただきましたらついでにありますが、(4)雇用・労働に関する権利保障の課題、下線のとこに、「第一に、厚労省は、雇用・労働における性的マイノリティーの

権利保障を目的としたガイドラインを策定すること。」ということで、経済界、そして働く側の労働組合、また学術会議、学者の皆さんからも、学識経験者からも、そろそろ働き方についてガイドラインが必要だとおっしゃっておられます。

先ほど申し上げました自民党さんの考え方の中にも実はございまして、雇用・労働環境というところに、「職場における自主的な取り組みを促すため、ガイドラインの策定等の施策の検討を積極的に進めること。」ということで書いてあるわけでございます。

実は、性的マイノリティー、予算委員会でありました、大体、連合さんの調査、一回、インターネット調査で八割という数字がありました。いろいろなところの調査で、大体、五割とか、多いところでは一三・一％。国勢調査に入っておりますので正確な数字というのはなかなか把握が難しいんですが、一定程度働く中にもおられる。こういう皆さんのところで、最初に大臣の方から、今ささまざまな、セクシュアルハラスメントであったりというような一定取り組みがあるというのも聞いておりますが、これはそろそろ厚労省としてガイドラインをつくるべきときにもう来ているのではないかと思ひます。この辺、今の取り組み、ちょっと手短かに方向性をお示しいただければと思ひます。済みません。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げましたけれども、性的指向や性自認に対する偏見、差別をなくす、そして誰もが働きやすい環境をつくっていく、そのためには事業主を初めそういった方々にも正しい理解を持つていただくことは大変大事だと思つておられます、先ほど申し上げましたけれども、厚労省においても、これまで、LGBTというよりも、セクハラ、パワハラとか採用とかそういった観点からアプローチする中でこの問題も取り上げさせていただいておられます。

今、各党からも、そして今お話しいただいた経済界とか、労働界、そして学術界からもそうしたお話もいただいておりますので、どういった対応をとるのが一番この問題への理解促進を図るためにいいのか、そういった面についても、ガイドラインの作成も含めてしっかりと研究したいと思ひます。

○尾辻委員 ぜひとも研究ではなくて検討をいただきたいと思ひますけれども、御所見を伺いたしたいと思います。

○加藤国務大臣 失礼いたしました。

検討させていただきたいと思ひます。

○尾辻委員 本来であれば、厚労省が実は引つ張つていて、そして皆さんと一緒にやっていくのがいいと思ひます。なので、ぜひともガイドラインを策定いただきたいという要望をさせていただきたいと思ひます。

あと一問だけやりたいと思ひます。

客室のバリアフリーの問題、ホテルのバリアフリー、ユニバーサルデザイン化と言つてもいいと思ひますけれども、この課題について少しお聞きをしたいと思ひます。

東京オリピック・パラリンピック、二〇二〇年東京パラリンピックまであと千日になりましたというところで記事が出ておまして、車椅子の方が使える客室が、部屋が少ないという話が出ていて、まず、どれだけ今車椅子を使える部屋があるのかすらわからないという状況があるというふうに、ここの新聞記事では書かれております。

私も聞かせていただいたら、実は、今の基準は、五十室以上のホテルに一室だけ車椅子を使える部屋があればそれでよいという基準になつていてということなんです。実は、当事者の障害団体の人に聞いても、五十室に一室だけしかないというところであれば、二、三人で車椅子の人が泊まりに行つたら、同じホテルに泊まれないなんというところもあったりするわけで、本当にこれで東京パラリンピック、あと千日を迎える中で大丈夫なのかということをお聞きしております。

今どのような検討が進められているのか、そして把握をどうされるのか、お聞きしたいと思ひます。

す。

○眞鍋政府参考人 宿泊施設のバリアフリー化についてのお尋ねでございました。

高齢者、障害者などがより円滑にホテル、旅館などを利用できる環境を整える、これは重要な課題だと認識してございます。

このため、現在、実態調査を進めております。利用者の方にとって、どの宿泊施設にどの程度車椅子使用者などが利用可能な客室があるのかという情報が入手できる環境の整備が大変重要だという認識から、関連団体の協力を得まして、宿泊施設におけるバリアフリー対応の実態調査を本年十月から実施しております。この調査で得られた情報をもとに、利用者が必要な情報にアクセスできる環境を整えるようにしてまいりたいと思っております。

また、このような対応に加えまして、東京オリパラ大会を契機としてバリアフリー対応を加速させる観点から、学識経験者、障害者関連団体、宿泊施設関連団体及び地方公共団体などから構成される検討会を設置いたしまして、先ほどの実態調査を踏まえながら、先ほど御指摘いただきましたバリアフリー法のバリアフリー対応客室数の基準、その見直しの検討をしていただくこととしており、ちようど本日午後、第一回の検討会を開催する運びとしております。

検討会でのこの御議論を踏まえまして、今後、バリアフリー対応客室数の基準について必要な見直しをしてまいりたいと存じます。

○尾辻委員 時間が来ましたが、ぜひ、この客室数の基準を見直していただきまして、そして、これはパラリンピックのためだけではなくて、それ以降いろいろな方がちゃんと宿泊できる環境整備を進めていただきたいと思っております。

時間が参りましたので、以上をもちまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○高島委員長 次に、初鹿明博君。

○初鹿委員 おはようございます。立憲民主党の

初鹿明博です。

選挙後初めての質問をさせていただきます。どうぞよろしく願ひいたします。

きょうは旅館業法の改正案の質疑であります。ちよつとその前に、報酬改定、今回、同時改定だということです。少し触れさせていただきます。

皆さんのお手元に、障害の報酬について、九月の二十二日の報酬改定検討チームに出された論点というものを資料でつけさせていただきます。

一ページめくっていただいて、これは近年本当に大きな問題になっていいる放課後デイサービスについての論点ということ。こちらを取り上げさせていただきますが、私も、二〇一二年に落選した後、放課後デイサービスを始めてこととして四年目になるんですね。始めた年は、私は江戸川区なんです。うちの施設は十三番目だったんです。今は七十を超えているというぐらいいに、この三年、四年の間に五倍どころか六倍に膨れ上がっております。

私がやっている施設は、ほとんどのお子さんが週に一回か二回ぐらいいしか来なくて、ほかの日は別のところに通っている。いろいろなほかの施設の情報が親御さんを通じて入ってきたり、また、当然、自身でやっているということもあって、ほかの地域の放課後デイのお話なども聞いていて、まさに玉石混交というんでしょうか、一生懸命療育に取り組んでいるところと、ただ預かって子供を放置しているようなひどいところと、本当に二分化していると言っているんじゃないかという状況。

そういう中で、きちんとした療育に取り組むところにしていくという姿勢での改革だということとはまず理解をした上で質問をさせていただくわけですが、こちらを見ていただいて、ちよつと下線を引かせていただきました。論点のところ。「放課後等デイサービスを授業終了後に提供する場合には、支援時間を適切に評価するため、基本報酬を時間単価にすることを検討

してはどうか。」ということなんです。今までは一日来ると報酬は幾らと決まっていたのを、時間で区切るということなんです。本当にこういうことをやっているのかということなんです。

なぜかという、この放課後デイサービスというのは子供たちを療育する場所ですよ。学童保育のように預かる場所ではないはず。療育をするということになると、三時間、四時間療育し続けるなどということ、障害を持つ子供たちにはできないでしょうか。私は、より適切な療育をしているところは、療育時間は一時間とか短い時間にきちんとやっている、そういうところの方がよりよい療育をしているんじゃないかと思うんですね。

例えば私の施設だと、ピアノの個人レッスンというのをやるんですよ。障害を持つお子さんでも、絶対音感があって、聞いただけでそのまま弾けるようなお子さんとかいて、ピアノのレッスンをやるんですが、大体二こま四十五分です。そうすると、全部合わせて二時間はないぐらいいで帰るんですけども、健常のお子さんでも、小学校の低学年ぐらいいで三時間ピアノのレッスンなんてできませんよ、普通。

そうすると、きちんとした療育をするということになると、必ずしも長い時間が必要じゃない。むしろ、短くきちんとやっているところをきちんと私は評価してもらいたいというふうに思っています。

そして、そもそも、開所時間四時間ということが平日は求められていて、開所時間がそれに満たないと減算ということもあるんですが、では、四時間丸々いらないと減算になっていくような形にした場合どうなるかというと、ほとんどの高学年以上の子供は四時間はいられません。何でかわかりますか。

学校の下校時間を考えてください。高学年になると、授業が三時ぐらいいまであるわけですね。その後、掃除をやつて、ホームルーム、学活をやつて、出てくるのは大体三時四十分です。それから

四時間いたら帰りは八時ですよ、送迎の時間もあつてから。それを毎日子供に求めるんです。かということですよ。小学校のうちから毎日八時に帰る、それで次の日の朝も学校に行かなければならない、これは決して子供のためには思えません。

そういうことも含めて考えると、私は、療育の質をきちんと見ていくことが大事であつて、時間ではないと思うんです。ですから、時間単価で事業所の報酬が減っていくような、時間が少ないと減っていくような、そういう形の改定だけは絶対にやめていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大沼大臣政務官 お答えいたします。

放課後等デイサービスについては、障害児支援施策の一環として、就業中の障害児に対して、授業の終了後または休校日に生活能力向上のための必要な訓練や社会との交流促進の支援を行うものであります。授業終了後に支援を提供する場合においては、開所時間等にかかわらず、委員御指摘のように一律の報酬設定とされているところでございます。

委員御指摘のように、短い時間で質の高いサービスが行われているという事例がある一方で、極端にサービス提供時間が短く、質にも問題がある事業所があるという指摘があるのも事実でございます。報酬の適切な評価のための報酬構造が必要との意見も伺っているところであります。

こうした状況を踏まえまして、現在行われております平成三十年度の障害福祉サービス等報酬改定に関する議論においては、授業終了後の基本報酬に時間単価を導入することだけでなく、利用者の状況などの指標に基づいて基本報酬を区分するなど、さまざまな観点から報酬を適切に評価することが検討課題として挙がっております。委員御指摘の質についても、現在、調査研究を進めているところであります。

引き続き、放課後等デイサービスの質の向上と適切な評価という観点から、関係者の御意見を踏

まえつつ、検討を進めてまいりたいと思います。
○初鹿委員 ちよつと一点確認させていただきま
すけれども、言いたいことはわかりますよ、それ
は、短い時間で、本当にきちんとした療育をして
いないようなところもあると私も思います。

ここで、私、確認したいんですけれども、時間
単価でやるということ、やるんですかやらない
んですかということです。二時間と四時間だつた
ら、四時間が報酬が高くて二時間は少なくなる、
そういう決めるんですかということを聞いて
いるんですが、やるんですか。

○大沼大臣政務官 現在、まさにその報酬改定に
関する議論を行っているところでございますので、
関係者の御意見を踏まえつつ、検討をしつかり
進めてまいりたいと考えております。

○初鹿委員 時間だけでは質ははかれませんか
ら、きちんと質を見るような仕組みというのをぜ
ひ考えていただきたいと思ひます。

これは、職員の配置でもそうなんですけれど
も、資格を持つている職員が必ずしもいい療育を
するとは限りませんから、そういうことも含め
て、実際にきちんとやっている事業所が評価をさ
れて、そうじゃないところが淘汰をされるような
仕組みにしないと、時間単価にすれば、人件費を
かけないで、長くビデオだけを見せて預かるよう
なところが逆に生き延びるようになりますよ。そ
のことも踏まえて、きちんとした適切な対応をし
ていただくようにまずこれはお願いをさせていただ
きます。

では、次へ移りますが、委員の皆様のところ
にもたくさん、きのう、ファクスが来ておりますよ
ね。私も朝これぐらいの束が来ております。きよ
う七時ぐらいに事務所に来て、多分五十枚ぐら
い見たんですが、全部見切れませんでした。ちよ
つと枚数も全部数え切れませんでした。それぐら
いに来ております。これは何かという、食事提供
体制加算の継続を求めるといふ要望書です。

この問題については、二十四日金曜日に、この
当委員会希望の党の山井議員が質問をいたしま

した。そのときに加藤大臣はこう答弁したんで
す。「平成三十年度の障害福祉サービスの報酬改
定に向けて、この報告書の内容」この報告書とい
うのは二十七年の十二月の社会保障審議会障害
部会で出た報告書です。「報告書の内容、そして
関係者の御意見、これも踏まえながら検討してい
きたいと考えております。」と。

これは金曜日に言つて、土日を挟んで月曜日に
提案しているんですよ。金曜日に、提案を月曜
日にしますと言えはよかつたんじゃないんです
か。私は、何かその辺は不誠実だつたんじゃない
かなというふうにちよつと思ひます。そのことは
あえてこれ以上申し上げませんが、月曜日に提案
が実際にされて、関係者が、これは大変だとい
うことで、これだけの要望書が一晩で送られてく
るという事態に今なつております。

山井議員がこの質問の際にも述べておりました
が、この食事提供加算がなくなると、利用者の自
己負担にはね返つてきて、皆さんのお手元新聞
の記事を配つておりますが、月最大六千六百円、
二十二日間開所だとして六千六百円の負担増にな
るといふことであります。

これは、実際に負担増になると、通つてくる障
害者の皆さん、一カ月働いて工賃が入つてきま
す、一万五千円ぐらゐが平均だと思ひますが、こ
の六千円を払つちゃうと、それまでの自己負担も
合わせると払う方が多くなつちゃう。これはやは
り不適切じゃないかと思ひます。

そして、私は、さらに言つと、実は利用者の負
担が上がるという事業所ばかりではなくて、そも
そもこの食事提供自体をやめてしまふところが出
てくるんじゃないか。そちらの方が問題じゃない
かと思ひます。

お弁当を持ってくるっていいことになつ
たときに、障害のある方で、自分で弁当をつくれ
る方ばかりじゃないですよ。家族がいてお弁当
を持たせてくれる、そういうところばかりじゃな
いと思ひます。

そうすると、コンビニでお弁当を買つたりし

て、健康状態が悪くなつて、ここで数十億円予算
を削減して、それでよかつたなと思ひかもしれま
せんが、健康状態が悪くなつて医療費がかかるよ
うになつたら、余計負担はふえますよ。そういう
ことも招きかねない。

そして、加藤大臣も答弁の中でおっしゃつてい
ますけれども、この加算は人件費分を見ているも
のであります。要は、職員の人件費に充たるわけ
ですよ。

これは、厚労省が月曜日に示した資料による
と、一日当たり四百二十円、そういう換算になつ
ているわけですね。四百二十円で二十人の定員だ
と、一日当たり八千四百円事業所に入つてくるわ
けです。八日間が休日だとして、二十三日の計算
だと十九万三千二百円、二十二日だと十八万四千
八百円。つまり、一人分の給料ぎりぎりぐらゐで
すよね。それでもかなり厳しいんじゃないかと思
ひます。

これは毎日二十人全員来るという前提ですが、
恐らくどの通所の事業所でも、平均で見ちゃう
と、十八いけはいかなぐらゐだと思ひます、平
均的にすると。そうすると、二十二日間だと十六
万六千三百二十円なわけですよ。

つまり、食事の提供をしている事業所の多く
は、加算だけでは人件費を賄えないで、少し持ち
出しをして何とか人件費を出して、障害がある皆
さん、利用者の皆さんの健康を考えた食事を提供
している、これが現実なんだと思ひます。

この人件費分がごそつとなくなつてしまふ。こ
れは、事業所としては、人を雇用し続けるのは相
当厳しくなると思ひます。

しかも、御存じのとおり、食事の提供をするよ
うな職の人は処遇改善の対象にもなつていないわ
けですよ。つまり、処遇改善の加算を受けてヘル
パーさんたちの給料を上げるとなると、この人た
ちの昇給分は事業所が負担をしているわけです
ね。

そういう中で、各事業所が頑張つて、利用者の
皆さんのことを考え、食事の提供をしてきたわけ

です。そのことは、大臣、よくわかつています
よね。これがなくなつたら、利用者の負担がふえ
る、そういう事業所もあるし、そもそも食事の提
供をやめてしまふ事業所も出てくる。食事の提供
をやめるとどうなりますか。首を切られる職員が
出るんですよ。

処遇改善をするとか片つ方だけ言つていて、こ
うやつて、仕事を失つてしまふかもしれない人が出
るようなことを一方でやるというのは、私は明ら
かにおかしいと思ひます。

大臣、答弁のときに、「関係者の御意見、これ
も踏まえながら」、そう答えているわけですよ。
ぜひ関係者の意見を本場にちゃんと聞いてもら
いたいと思ひます。ぜひ事業所に、この加算がな
なつたらどうするのか、アンケートをとつてみて
ください。選択としては、まず、利用者の負担を
ふやすか、それが食事の提供をやめてしまふか、
それが事業所で負担をするか、多分、その三つの
選択くらいしかないと思ひます。

これをやつてみれば、いかにこの加算をなくす
ということが理不尽であり、将来的に見て、障害
者、利用者の生活、健康状態も悪化させるし、事
業所の経営状態にも悪影響を及ぼす。そして、働
く皆さんの環境も悪くなる、いいことがないこと
につながるということは、アンケートをとればす
ぐに見えてくると思ひます。

ぜひ、検討するに当たつて、まずは事業所にき
ちんと、この加算がなくなつたらどうするのか確
認をするアンケートをとるなりしていただきたい
と思ひますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 今、お話がありました。そもそ
も、これについては、従前から、社会保障審議会
障害者部会の報告書、さつき報告書とおっしゃ
たことで、いわば宿題的な形で請け負いながら延
長がなされてきた、こういう経緯の中で、平成三
十年度の障害福祉サービスの報酬改定に向け
て、この五月から検討チームを設置して、四十七
の関係団体からもヒアリングを行つていて、ところ
でもございまして、また、二十七日にはアドバイ

ザーからいろいろなお話をいただきました。
中には、ほかのサービス、ほかの方ですね、今の話はそういった形で加算を受けている方々あるいはそういうサービス、例えば介護と比べてどうなるのかとか、そういった方の議論もありました。他方で、今のようなお話、負担をどうするんだとか、こういったお話もあるところであります。

いずれにしても、そういったことを踏まえながら、しっかりと議論していきたいと思っておりますし、どういう形でそれぞれの声を聞くのかというのはいろいろなやり方があると思いますが、いずれにしても、いろいろな方々の声を聞きながら、しっかりと結論を出していきたいと思っております。

○初鹿委員 ぜひ、目先の金を削減するためだけの安易な判断はしないでいただきたいと思えますよ。これは人件費分ですからね。継続的にずっと入ってきた人件費分の収入がずっと抜け落ちたらどういうことになるのかということとをきちんと考えて対応していただきたいをお願いをさせていただきます。私は断固反対でありますので、その点は御理解ください。

それでは、本題の旅館業法に移らせていただきます。

先ほども皆さんからいろいろ御意見があつて、私も伊佐議員と同じように、六月に国交で民泊新法の方の質疑もさせていただきました。こちらで旅館業法の質疑もさせていただいております。そして、半年ぐらいたつ間、いろいろ状況の変化もある中で、私も、今回質疑に立つに当たつていろいろ考えていつて、少し疑問に思うところが出てきたんです。

それは、まず一つは、届け出の受理を、どういう人をするかということなんです。担当の方に聞いたら、今既に違法営業している方も、違法営業の状態をなくすためにつくった法律だから、違法営業している人も届け出したら受理するというんですよね。それはいかがなものかなと思つ

わけですよ。違法状態をなくすための法律ではあるけれども、法律をつくりました、施行は六月十五日ですというところでもうアナウンスがされている中で、今違法をやっている。見つかったらこれは罰則を受けるわけですよ。

先ほどどなたかの質問で、一万八百ぐらいが指導を受けているというお話がありました。実際に告発をされて罰金になったり、書類送検されたり、裁判になったりしているのは数件なんです。年に二件とか一件とかなんです。それでも、そうやって取り締まられている営業者とか事業者がいる。

見つかったらペナルティーがあつて、これは実際に罰金を払つたりすると、届け出しても受理されなくなるわけですよ。それが、見つからないで営業し続けていたら受理されるというのは、やはり私は不適切だと思つてます。これは、三月からまず届け出を受け付けるわけですよ。その受け付けの際に、法律が施行する六月十五日までは営業しちやいけませんよと、少なくとも誓約書を書かせるぐらいのことはやつてもらいたいと思つています。

それと、サイトがあるわけですから、そのサイトの運営者にぜひ協力してもらつて、今違法状態でやつていたら届け出が受理されない場合もありますよということを知っていただきたい。そして、改めて、今違法営業をしていたらだめだよということをやはり口を酸っぱく言つていただきたい。場合によっては、違法営業をしていたことがわかった場合は届け出も受理しない、それぐらいの対応をして、今からきちんと正していただきたいと思つています。いかがでしょうか。

○高木副大臣 お答えいたします。
基本的には、条件を満たしていれば受理することとさせていただきます。

この住宅宿泊事業法は、違法民泊が広がる中で、健全な民泊サービスの普及を図るために、民泊についての一定のルールを定めたものでございまして、法の施行後は、これまで旅館業法の許可

を得ずに営業していた事業者につきましても、住宅宿泊事業としての届け出をして合法的な民泊に移行していただくことを期待しております。

このため、住宅宿泊事業法におきましては、暴力団員等の欠格事由に該当しない限り、都道府県等に住宅宿泊事業を営む旨の届け出をし、住宅宿泊事業を営むことができることとしております。

もう少し踏み込んで申し上げますと、現行の旅館業法には立入検査権限等もなく、そもそも旅館業法違反の把握が困難な場合が多くあります。また、罰金刑が確定し、住宅宿泊事業法上の欠格事項に該当するに至る事業者は、先ほど御指摘のとおり、ほとんどいないという現状もあります。過去の旅館業法違反の有無を確認するよりも、住宅宿泊事業法の趣旨に即して、できる限り多くの事業者に合法的に民泊の事業を実施いただけるように取り組んでいくべきと考えております。

○初鹿委員 そうは言つても、これから半年間違法状態を放置するのはやはり好ましいことじゃないので、三月から届け出が始まつて、届け出を受けるときに、法施行までは営業しませんが一筆書かせるぐらいは私は私はいいと思つています。これはぜひ検討してください。

時間がないので次の質問に行きますが、先ほど伊佐議員が、マンションなどの集合住宅で行う場合の管理組合の管理規約との関係のお話がありました。私も、これは非常に問題だなと思つていらっしゃるんですね。

今現状、多分、多くのマンションに住んでいる方々は、自分の住んでいるマンションで民泊が行われるなんというところは想像もしていないと思つてますよ。ほとんどの人は、だから、管理規約にもないし、総会での決議なんということもないんだと思つてます。

問題は、いざ自分のマンションで営業が始まつて、そこでいろいろな問題が出てきたときに、おやおや、これは何だ、民泊か、これはやめてもらわないといけないみたいになつて、営業が始まつた後に事後的に総会が開かれて、民泊禁止だと

か、または管理規約の改正などが行われる、そういうケースが今後出てくるんじゃないかと思つています。

そこで伺いたいんですが、届け出が受理された後、マンションの側で民泊を禁止した、そのことが保健所なり監督官庁の方に、うちのマンションは管理規約を変えて民泊を禁止しました、届け出がされて営業している事業所があるんですけれども、これをやめさせてください、そういうことがあつた場合に、事後的にこれをやめさせることができるのかどうか、そこをお答えください。

○眞鍋政府参考人 マンションでの民泊についての御質問をいただきました。お答え申し上げます。

住宅宿泊事業の届け出の際、マンションにおいては、民泊を禁止する旨の管理規約がないことを都道府県知事の確認事項として省令で位置づけさせていただいております。

この届け出を経て適法に住宅宿泊事業が開始された後に当該マンションで民泊を禁止しようとする場合には、現に住宅宿泊事業を行っている区分所有者も含めて、マンションの区分所有者間で十分な議論が必要になると考えられますが、そのような議論を経て、区分所有法の規定に基づき管理規約の有効な改正がなされ、民泊が禁止されることなどによって届け出事項を満たさなくなるといふ場合には、当該マンションにおいて住宅宿泊事業を営むことはできないということになります。その場合、都道府県は事実確認をした上で、事業者に対して指導することもあり得るかというふうに思います。

しかしながら、一般的に申し上げて、民泊に限つたことではないと思つていますが、このようない一部の区分所有者の権利に係る影響のある規約の改正を行う場合には、後々、争いやトラブルを招くというようなことも想定されますので、私どもといたしましては、トラブル防止の観点からも、可能な限り早期に規約の改正や決議

○初鹿委員　もう時間なので終わりにしますが、

まずもって、この旅館業法、私も、前国会、六

て、または、旅館業法で一体どういう刑罰がこれまで科された、もしくは、実際に今回法改正で罰則が厳罰化される、立入調査もできるということとを法律の立法事実の一つとして挙げているわけでありますが、お手元にありますように、きょう、

○岡本(充)委員　そうすると、ちよつと気になる

の近辺にも略式命令請求をしている事件は、例えば平成十一年に一人という形で計上されておるのがありますが、仮に、これがその後、正式裁判の申し立て等によって正式裁判に移行しているとしますと、それが判決人員として計上されるという

ラブルなどが生じていることなど、通常の旅館業と異なる性質を有しているものでございます。

また、住宅宿泊事業法では、住宅宿泊事業のほかに住宅宿泊管理業と住宅宿泊仲介業も規制の対象としておりまして、健全な民泊サービスの普及

を図り、制度の一体的かつ円滑な執行を確保するためには、これら性格の異なる三つの事業を一体的に管理する必要があるということでござい

ます。こうしたことから、既存の旅館業法や旅館業法の改正ではなくて、別の法制度として新法で対応することとしたものでございます。

なお、住宅宿泊事業法による届け出が行われた民泊では、事業者に対して宿泊者の衛生を確保するために必要な措置を講じることとされてございまして、御指摘のように、レジオネラなどの衛生問題が発生した際には、事業者に対して報告徴収及び立入検査などを行うこともできるようになっているということでございます。

○岡本(充)委員 宇都宮さん、それは読んでいるところが多分違う。後段の、衛生法令として、感染症が発生したときにどう対応するのかということについて読んでいます。

大臣、どうですか。答弁、ちよつと。多分、政務で整理すると聞いていますよ。

○加藤国務大臣 失礼しました。

今、事務局からお話ありましたが、全体の部分がそれに当たるところでありまして、もう一回読んでいいですか。

○岡本(充)委員 いや、もう一回確認させてください。

民泊を旅館業に含めてしまつて旅館業法の中で民泊を見るという考え方があつたにもかかわらず、あえて民泊を旅館業ではない業とするということで言われましたが、形態が違ふといつても、これからお話をしますけれども、必要なサービス等は一緒に話であります。そしてまた、現に提供されるサービスの形態としても同じ効果を持つという中で、あえて、例えば下宿業は旅館業なのに、民泊を外すというのはおかしいのではないのか、こういう指摘をしているわけです。

下宿業が入っていないながら、民泊が外れる。先ほどの話だったら、では下宿も下宿業法というのを別につくればよかつたですね。違いますね、旅館

業に入っていますね。この整理はどういう整理なんですかということですね。

○加藤国務大臣 先ほどと重複してしましますけれども、あくまでも、民泊サービスというのと通常の旅館業というものの実態を見ると、例えば、提供している施設を見ると、一定の設備を備えた住宅を使うことも想定されているわけでありま

す。また、近隣のトラブルなどがこれまでも指摘をされているわけでありまして、そういった意味では、通常の旅館業と異なる性質を有しているのではないか。

また、そういった中で、結果的に、住宅宿泊事業法、御承知のように、住宅宿泊事業をする人、そしてそれを管理することがしつかりない場合もありまして、住宅宿泊管理業というのでもそこで起こし、そしてさらに住宅宿泊仲介業、これをトータルで規制の対象にしている、そういったいわばサービスの形態になっている、実態になっている。そういったことも踏まえて、別建ての法律として対応されたものと承知しています。

○岡本(充)委員 いや、だから、下宿業とどう違うんですか。下宿業も、一般の住宅の一部を間借りさせて下宿させたりすることがあるわけですよ。

今のお話でいえば、一般の住宅をサービスに供するんだつたら、下宿業法をつくれればいいじゃないですか。下宿業は旅館業に入れているのになぜ民泊は別建てにするのかと、だから聞いているんです。

○加藤国務大臣 例えば下宿業の場合、期間がもう少ししたしか長かつたんじゃないか。

下宿とまたこの民泊とでは当然性格、中身が違うわけでありまして、そこを念頭に置きながら、民泊を民泊と切り出して、そして、今申し上げたような性格、そしてこれに対する対応を考えた中で別建ての法律体系になった、こういうように承知しています。

○岡本(充)委員 いや、それはなかなか苦しい答弁ですね、大臣。

前回、実は質問をする中で、きつとレクを受けられたと思いますけれども、たしか国交委員会でしたかね、厚労委員会でしたか、結局、まあ後でもお聞きするんですが、いわゆる安全確保について旅館とホテル、それから民泊施設とで差があるのは、根拠は何なんだということを聞いたときに、そのときの答弁が、百八十日を限度にしているからという、この日数を一つ理由として、民泊営業の場合には年間で百八十日未満の提供に資するというところで、住宅と、専業でやつていらっしゃる旅館とは性格が異なるということで安全施設基準に差をつける、こう答弁したんですよ。

僕はここは非常に気になつていて、これから先、規制緩和だといつて、百八十を延ばせという話が出てくるんじゃないかというときに、これは絶対百八十日は延ばせないと理解でいいのかわからないことなんですね。これから日数をいじるといふ話が出てくる可能性があります。この日数が延びてきたら、結局のところ民泊は旅館やして下宿業と何が違うんだといつたときに、今の大臣の答弁はもたなくなるんじゃないかということを私は指摘しておきたいんです。

そういう意味で、百八十日は何が何でも守る、こういう話でいいんでしょうか。

○加藤国務大臣 今の現行の法律の中においては、住宅宿泊事業法では百八十日というのが規定されているというふうに承知をしております。したがって、それを前提に区分けをしているということでもあります。

○岡本(充)委員 いや、私が聞きたいのは、これから先の議論で、もつと日数を延ばせとか規制改革だとかいふ話が出てくる可能性があるでしょう、百八十日がこの法律の根拠の重要なポイントだとするならば、ここはいじれないですよ、その確認をされているんです。これから法改正をする上でも、この百八十は動かさない。短くすることは可能だとしても、これを延ばしていつて、年間、通年なんといふことになつたら、これは当然、今言つていた大臣の答弁は成り立たなくなる

し、前回の私への答弁である民泊と旅館、ホテルとの安全確保について差があることの合理的理由もなくなる、こういう理解でいいのかわかることを確認しているわけです。

○加藤国務大臣 ちよつと、こういう言い方をしたら責任逃れに映るかもしれません、今おっしゃっている住宅宿泊事業法そのものは厚労省の管轄じゃないので、その改正について私がとかく言うのは避けるべきだろう。

ただ、ただし、今回別々になつた議論の背景としてそういったことがあつたということは、そういう認識の中でこういう議論が進んできたというふうに私は承知しています。

○岡本(充)委員 結局、旅館業法との兼ね合いも含めてやはり議論が出てきて、厚生労働省も、幾ら民泊事業法が国交省の所管だからといつたつて、意見を言う立場になつておきますよ、旅館業法との兼ね合いで。そういうときに、これはできないという理解でいいのかわからないことは、厚生労働省として当然答弁ができる話、範疇でありますから、きちつとここはくぎを刺しておきたい、ピンドめておきたいと思つているので、その点について明確な答弁を厚生労働省に求めたいと思います。

○加藤国務大臣 いずれにしても、今回のこうした法律の立て方になつた。その背景には、これまでの、今御指摘もあつたことを含めた議論、認識があつたわけでありまして、当然その認識の上に立つて、また、この間、何か起こるかわかりませんけれども、というのは社会の状況が変わるといふ意味においてですけれども、そういったものを踏まえて議論するに当たつても、この法律がそれをつくられた、あるいは今回こういうことになつたときに、そうした認識のもとでつくられたといふことは当然尊重されるべきことだといふふうに思います。

○岡本(充)委員 この話だけでも三十分ぐらい、十分すぎるんですけども、いろいろ論点があり過ぎて、正直申し上げて、いろいろ指摘をしたい

ところがあるので、ちよつとまた別の機会に触れさせていただければと思いますが。

きよう、警察にも来てもらっています。先ほどの、いわゆる民泊を行う施設から、もしくはその周辺から警察への情報提供、場合によっては一〇番ということもあるでしょう、があった場合に、基本的に、警察として一般市民からの告訴、告発をその時点で受けるのか、それとも、そうした一〇番なり警察への情報提供があったことを保健所に情報提供するという形にとどまり、一義的に直ちに捜査に着手するという形態をとらないことが想定されるのか、一般論としてお答えいただけますか。

○小田部政府参考人 お答えいたします。

地域住民の方から旅館業の無許可営業に関する通報を一〇番等により受理した場合におきましては、個別具体的な事案に即して適切に対応していくことになるわけですが、警察といたしましては、一般論として言えば、警察官を現場に臨場させ、関係者から聴取するなどした上で、旅館業の無許可営業の疑いがある場合には関係機関に連絡するなどの措置をとっているところでございます。

また、関係機関の調査によりまして旅館業の無許可営業であるということが判明し、関係機関において繰り返し指導を行ったにもかかわらず従わないような悪質なものとつきましては、告発を受理して検挙するなど、厳正に対処しているところでございます。

○岡本(充)委員 だから、結局、告発を受理するまで結構ステップがかなりありそうだという話でありますね。

今回、立入検査の権限を付与する、そして厳罰化をするというけれども、実際、本当にこれで民泊事業をしている施設にどれだけ立ち入れるのか、では一体どういうものが立ち入り至つたのかということ、四ページ目、厚生労働省に資料をいただきました。実際立ち入り至つていいるのは本当に一割にも満たない自治体であり、そし

て、その中でも、旅館として立ち入りを行つても、現実的になかなか告発に至つていないという実態もわかるわけです。

ちなみに、民泊で、先ほどの質問の後段です、宇都宮さんに先ほどお答えいただいた後段なんですけれども、レジオネラが発生した、もしくは例えばシートで疥癬に感染した、こういうような話があったときに、民泊においてのこの立ち入りは一体何法に基づいて行うことになるのか。疥癬の場合、レジオネラの場合についてお答えをいただきたいと思ひます。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

いわゆる民泊法におきましては、事業者に対しては宿泊者の衛生を確保するために必要な措置を講ずることとされてございます。もし衛生上の問題が発生した場合には、都道府県知事等は、事業者に対して報告徴収及び立入検査を行うことができると思ひます。

○岡本(充)委員 では、観光庁に聞きますようか。どの条文でそれを読めるんですか。民泊における衛生上の立入検査ができるという条文は何条ですか、今度の民泊事業法の。

○水嶋政府参考人 先ほど厚生労働省の御答弁にございましたように、それぞれの根拠法令の規定に基づいて立ち入りが行われるということでございます。それぞれ安全衛生のための法令の根拠に基づいて立ち入りが行われるということだと理解しております。

○岡本(充)委員 それは何条なんですかと聞いています。

○水嶋政府参考人 住宅宿泊事業法におきましては、第十七条に立入検査に関する規定がございます。

○岡本(充)委員 そこに、感染症による立入検査ができるとは読めないでしょう。読んでみてくださいますか、次長。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。

第十七条の規定でございます。読み上げさせていただきますと、「都道府県知事は、住宅宿泊事

業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関する報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。」と規定されております。

○岡本(充)委員 ざくつと適正しかないんですよ。適正という言葉でざくつと言っているだけで、何が適正かという基準が載っていない。もつと言え、衛生基準に基づいて立ち入ることができると、その衛生基準を示さなきゃいけないでしょう。そういう意味で、衛生法令、要するに厚生労働省が所管をしている衛生法令とたてつけが違ふじゃないですか。だからこそ、法律がなぜわざわざ国交省に行つたのかということに冒頭質問したわけでありまして、本来衛生部局が管理をするべきものを、適正ということとざくつと一まとめにするということが今回の法律のたてつけをやふやにしていると思ひます。

時間の関係で、私、本当にいっぱい聞きたいんですけれども、前回の宿題も聞いておかなきゃいけないので、確認をちよつとしておきたいと思ひます。

前回幾つか質問をしましたけれども、結果として、民泊施設と旅館、ホテルで安全確保について差があることについて、合理的理由は何なのか、まあ、百八十年という答弁があったという話をさせていただきましたけれども、改めて消防庁の方からの御答弁をいただきたいと思ひます。

○猿渡政府参考人 お答え申し上げます。

消防法上、一般住宅につきましては、住宅用火災警報器を寝室等に設置することを義務づける一方、旅館、ホテルにつきましては、その業態に鑑みまして、規模にかかわらず自動火災報知設備や誘導灯の設置義務がございます。

一方、一般住宅と他の用途に供される部分とが混在する建築物につきましては、他の用途の部分が一〇平方メートル以下であるような場合には、その建築

物を住宅として取り扱ってきたという運用がございます。

先般、住宅宿泊事業法の成立に伴い、家主が居住する部分と宿泊事業に供される部分が混在するものが想定されましたので、先ほど申し上げた運用などを踏まえまして、民泊に対する消防法令の適用につきましては、旅館、ホテルとして取り扱うということにした上で、人を宿泊させる間に家主が不在とならず、かつ、宿泊室の床面積が五十平方メートル以下となる場合には、家主が居住する部分と宿泊事業の用に供される部分とをあわせて住宅として取り扱うというふうにしたところであります。

なお、今回の旅館業法の改正によりまして、今後、最低客室数の制限が撤廃された場合におきまして、先ほど申し上げましたような小規模な民泊と同様の利用形態になるというようなことが確認される場合には、同様の取り扱いとする予定でございます。

○岡本(充)委員 前回も検討していくということで、一定の結論を得たのでありましょう。今の話はそういう理解で結構ですけれども。

その上で、私はちよつと、やはり指摘をしておかなきゃいけないのは、家主不在型において安全確保をとることは極めて重要だということを前回もお話をしました。さまざまな言語の人が泊まる可能性があつて、誰もいなくて、出口もわからない、非常に複雑な構造で複数人、多人数を泊めるような施設が出てきた場合に、これは大変大きな惨事になりかねないという指摘をしているわけでありまして、そういう意味で、今の答弁であれば、家主不在型であれば旅館と同様の設備を求める、こういう理解でよろしいということですね。いいですね。ぜひそのようにしていただきたいと思ひます。

その上で、今度は観光庁において、先ほどからも議論になっていきますけれども、宿泊拒否が認められる合理的範囲についても検討していただけたらという話でしたが、これについてはどういう結論

に至ったか、お答えいただけますか。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。

住宅宿泊事業は、そもそも住宅に人を宿泊させる事業ということでございまして、宿泊を専門としている旅館、ホテルとは異なる事業であり、法律上、宿泊拒否制限規定は置かれておりません。実際にも、住宅の施設の状況等によりましては全ての宿泊者を受け入れることが困難である場合も考えられますことから、住宅宿泊事業においては、事業者自身が宿泊サービスの提供対象者を判断することとらざるを得ないものと考えております。

ただ、一方で、その判断が差別意識や偏見に基づくものである場合には、社会通念上、不適切であるということになるかと思えます。

今後発出を予定しておりますガイドラインにおきまして、これらの考え方を明示いたしましたとして、各事業者に対して適切な判断を求めることとしてまいりたいというふうに考えております。

○岡本(充)委員 こつちは決まっていらないということですね。

これはちゃんと、やはり、法施行までと言っているけれども、きちつと示すべきですよ。やはり議論をされるべきだと思うんですよ。先ほどからそういう議論はあるわけですからね。

最後に厚生労働省に。フロントでの本人確認の実効性をどういうふうに担保するのか、そしてまた、いわゆるイベント民泊について、ガイドラインをこれからつくっていくことでしたけれども、他制度との整理、進捗状況はどうなっているか、最後に御答弁を求めて、質問を終わりたいと思います。

○宇都宮政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘は六月七日の質疑のお話だと思えますけれども、そのときのイベント民泊につきましては、イベント民泊ガイドラインに基づきまして、自治体が自宅提供者に対しまして、宿泊者全員の本人確認を実施することなど治安面等に配慮した必要研修等を実施すること、それから、感染

症等の流行等、公衆衛生上のリスクについて問題がないと自治体が判断した上で実施することにより、御懸念のようなトラブルが生じないよう適切に対応していただくということを想定しているところでございます。

今後、見直しなどにつきまして、現在、民泊新法の施行に当たって、先ほどから話題に出てございますガイドラインが作成されつつあるところでございまして、その内容も見ながら必要な対応について検討してまいりたいと考えてございます。

○岡本(充)委員 本人確認の話については。

○宇都宮政府参考人 失礼いたしました。

本人確認につきましては、ICTを活用したフロント機能についての代替なども含めまして、ICTあるいはマイナンバーカードの普及など社会の実態の変化を注視しつつ、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○岡本(充)委員 もう時間ですからやめますけれども、それは全然、答弁、違いますよ。結局、外国人に本人確認を求めながら日本人の本人確認をしないことについてどうあるべきなのかという議論を六月七日にやっているんです。もう一度議論をよく読んでまた答弁いただきたいと思えますが、時間ですので、これで終わりにします。

○高島委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 二十五分間、質問の時間をいただきました、ありがとうございます。

旅館、ホテル、民泊、バリアフリー、障害者、そして、初鹿議員に続いて、少し食事加算の質問もさせていたきたいと思えます。

まず最初に、先ほど尾辻委員からも話がありましたが、バリアフリーの問題、非常に重要かつ深刻な問題だと思えます。

私も、二十代のころ一年間、京都ボランティア協会の職員をしておりまして、障害者の方々を支えるお仕事をさせていただいておりました。京都府は観光地ですから、全国から多くの車椅子の観光客が来られてまして、その受け入れということも、

京都ボランティア協会の職員の一人として私もさせてもらっておりました。

しかし、先ほど尾辻委員からも指摘がありまして、最低一部屋あればいいとか、そういうガイドラインの中で、なかなかバリアフリーが進んでいないんですね。例えば、二人、三人のグループで車椅子の方が旅行に来られたら、では別々のホテルに泊まるんですか。

それと、もつと言えは、私たちの親の世代も、やはり目が不自由になる、足腰が不自由になる、とふえてくるわけでありまして、親孝行の一つとして、そういう老いた親を旅行に連れていく、そういうことを考えたときにも、単に障害者の方々のみならず、このバリアフリー化というのは非常に重要だということに考えております。

配付資料をお配りしておりますが、一ページ目。「宿泊施設にバリアフリー評価制度 観光庁」ということで、厚生労働省の調査も赤線で引いておりますけれども、「七十歳以上の旅行回数を増やすためには、宿泊施設や観光施設でのバリアフリー対応が必須とされる。」

二ページ目。これからのオリエンティックやパラーンピックというもののへの対応ということを考えても、大型ホテルでも一室あれば基準を満たしたことになる、バリアフリーの部屋は「五十室未満の施設では設置は努力義務にとどまっている。」それと、下に書きましたように、「障害のある人が優

先だが、ベッドの高さなどシニア層にも使い勝手がいいと好評だ」、それで、「障害のある人に使いやすい部屋は一般の人にも使いやすい。」こうしたユニバーサルサービスデザインの客室をふやしていく。

それで、さらに、「車いす用客室 全国調査」というふうな、こういう調査結果も出ております。そこで、もちろん国土交通省にも絡むことですが、けれども、やはり高齢者や障害者が旅行しやすい、泊まりやすいという趣旨からすると、厚生労働大臣の役割、責任も非常に重要だと思っております。

ます。このような体の弱った高齢者やあるいは障害者に優しい旅館やホテルというものをふやしていくための厚生労働大臣の御見解をお伺いしたいと思えます。

○加藤国務大臣 まさに委員御指摘のように、障害のある方が、自立と社会参加を支援していくという意味においても、外に出て、また宿泊することが、宿泊できることが確保されているというのは非常に大事だということに思っております。旅館、ホテルのバリアフリー化を進めることは大変重要だということに思っております。

現行について、今お話がありましたバリアフリー法ということで今進めているところでありまして、また、それに向けて、国交省とも協力して制度の周知に努めているところであります。

また、ハード面のみならず、ソフトという意味においては、障害者差別解消法衛生事業者向けガイドラインというのを策定して、そうしたソフト面での対応をお願いし、また、どういうところでそうしたバリアフリーが進んでいるか、情報の提供も非常に重要であります。これは、旅館関係団体のホームページで、設備やサービス等の面でバリアフリー対応を進めている旅館やホテルの紹介をしている、こういう事例もございします。

そうした関係団体とも連携して、バリアフリー化をさらに進めていきたいというふうに思っております。

○山井委員 バリアフリーにするコストがかかるという部分は確かにあるわけです。しかし、高齢化社会、そして障害者差別解消法、障害者の社会参加ということを考えても、このことは早急に進めていかねばならないと思っております。

この三ページの配付資料にも書きましたように、「五十室以上の宿泊施設には車いす利用者用の客室を二室以上設けることを義務化。」小規模な施設では特に整備が進んでいないと。それで、パラーンピック競技金メダリストの成田さんも、「国内大会がある時には、部屋が取り合いになることもある。現状では絶対的に少ない」というこ

とおつしやつておられます。

さらに、その次のページにありますように、車椅子利用者がグループで観戦する場合は、「その際に複数のホテルに分宿してもらうのは無理がある」というふうな、こういう声も出てきているわけであります。

今、加藤大臣からも御答弁をいただきましたけれども、これを今後、もちろん障害者の方々に優しいということも重要な点ですけれども、高齢社会に向かつて、やはり高齢者の方々にとつても、旅行をするというのはもう本当に最大の楽しみの一つなんです。健康づくり、生きがいづくりにもなるわけですし、親孝行にももちろんなるわけでありますしね。

そういう部分から、これをどうすれば、もう一歩、国土交通省と連携して推進していくことができるか、その決意をお聞きできればと思います。

○加藤国務大臣 委員御指摘のように、健康長寿ということを考えても、外に出ていく、そして特にこうした旅行をする、これは大変重要なことなんだというふうに思います。

バリアフリー化の推進について、今、日本政策金融公庫による貸付制度があります。旅館等においてバリアフリー化を進めるための設備投資を行う場合にはより有利な条件で融資が受けられる、こういうことでありますから、こういったこともしっかりと周知を図りたいと思いますし、また、今、国交省においては、ホテルまたは旅館のバリアフリー客室の設計標準の見直しについても検討が行われているということでございますので、そういった検討の動向等もよく見きわめながら、国交省と逐次連携をとって対応していきたい、こう思っております。

○山井委員 私、京都ボランティア協会に一年勤務してやめた後、二年間スウェーデンに留学して福祉の勉強をさせてもらいましたけれども、やはり宿泊施設もスウェーデンは非常にバリアフリー化ですし、駅も会社の中も道路も通路もお店もと

いうことで、もちろん単純に比較はできませんけれども、やはり障害者の社会参加の度合いが大きく違うなということ、つくづく私はスウェーデンに二年間生活して感じました。

そこで、今、旅館、ホテル不足ということで民泊がふえております。それで、旅館、ホテルでも、それだけバリアフリー化が進んでいないわけですから、当然、民泊は十分に進んでいないんです。でも、ホテルが満室だ、一般の人だつたら、では民泊に泊まるうかとなるわけですから、では民泊に泊まるうか、民泊はバリアフリーじゃない。結局、宿泊あるいは旅行を断念するのということになるんですね。

そこで、加藤厚生労働大臣に、民泊でのバリアフリー化の推進、障害者や体の不自由な高齢者が利用しやすいような民泊、ここについての御見解をお聞きできればと思います。

〔委員長退席、橋本委員長代理着席〕

○加藤国務大臣 今お話をしましたように、建物の構造でいえば、共同住宅にはバリアフリー化の基準適合というのがあるんですが、この民泊、これが共同住宅の中であれば、その流れに乗るのかもしれないけれども、そうでないケースも想定されるわけでありまして、必ずしもバリアフリーが求められているわけでもありません。

それから、正直言つて、今どういう状況なのか、我々、まだこの住宅宿泊事業法が施行されていないということもあって、実態を把握していないところがございます。

先ほど申し上げたガイドラインについて、ソフト面からしっかりと周知をしていくということが一つ。それからまた、さまざまな、障害者差別解消法の趣旨についても、いろいろな機会に、そうした民泊等を行う人たちに對しても広報また啓発をしていく必要があるというふうに思っております。

また、加えて、どういうところにおいてバリアフリーのそうした施設があるのか、あるいは民泊

があるのか、こういった情報も重要だというふうな思っておりますので、これは観光庁とも連携をして、住宅宿泊仲介業者、ここが非常にネットにいるいろいろな情報をやりとりしていますから、そういった情報の中に、こうしたバリアフリーに関する情報の掲載をしてもらう、そういった働きかけもしていきたいと思っております。

○山井委員 先日、私、デイサービスセンターや、あるいはホームヘルプを受けられているお年寄りの家を訪問させていただいて話を聞いて、今どうしてホームヘルパーを利用されているんですか、どうしてデイサービスを利用しているんですかと言ったら、いや、実は転倒しまして骨折しました、段差で蹴つまずきました、階段で転びました。やはり、もう七十、八十でそういう転倒、骨折ということになると、なかなか完全に治らなくて、その後ずっと車椅子になったりつえになったり、そういうふうなことで歩行困難になるケースというのが非常に多いわけなんです。

そういう意味では、本当に非常に重要なことで、すので、民泊、旅館、ホテルでのバリアフリー化、ぜひともこれから進めていかねばというふうに思います。

また時間があれば後ほど、民泊、旅館の話に戻りたいと思いますが、先ほど初鹿議員も質問されましたが、障害者の食事加算、先週金曜日、加藤大臣に質問をさせていただきました。月に約六千円自己負担がアップしかならない、そして全国で約二十六万人の低所得の障害者の自己負担が上がる、あるいは給食が食べられなくなかなかねない。これは、単なる報酬の問題じゃなくて、工賃が五千円とか一万円、一月月の給料がですね、その方から自己負担が六千円アップするというのは、これはもう到底受け入れられない話だと思います。

そのことについて、加藤大臣、先週金曜日、現在検討中であるということで、関係者の意見を聞いて判断するということ、関係者の意見を聞いて判断するということをおっしゃっていました。そして、今週月曜日、朝からその検討会があったので、私はまだ検討中なんだろうなと思って一

応傍聴に行かせていただきました。そうしたら、びっくりしたんですけれども、関係者団体のヒアリングにおける主な意見、このいろいろなヒアリングの中で唯一、この食事加算の廃止だけはやめてくれということ、ほぼ全ての団体が言っているんですね。にもかかわらず、何とその場で、食事提供加算の取り扱い、障害児者、子供も一万余千人いるんですよ、二十六万人の中に。障害児者ともに経過措置について、延長しない方向で検討してはどうか、つまり廃止が提案されたんですよ。私はもう、はつきり言つてびっくり仰天しました。

実際、その場所におられたアドバイザー、専門委員の方々からも反対論続出。それはハレーションがあるでしょう、合意が得られないのではないのか、各団体の反対が強い、所得保障がこの十年確保されていないですよ、理解を得るのは難しいんじゃないですか、経過措置だから廃止というのはだめです、障害者の自己負担が大幅にふえかねない、まずは実態調査してからというという反対論も続出したんです。

それで、昨日も、障害者の方また保護者の方から直接話を聞かせていただきました、もうおいし給食を食べられなくなるんじゃないか、やめてほしい、急過ぎる、何でもこんな私たちを苦しめるのという、本当に切実な声をきのうも聞かせていただきました。

そこで、配付資料なんです、六ページ、そんな中で、京都の宇治市でも、こういう記事が、洛南タイムス、城南新報という地元新聞に出ております。赤線で引かせていただきましたけれども、障害者の通所施設の保護者の方々が四十人集まつて、市と懇談会をされたんですね。そこで、「働いても食費で、赤字、か」と。つまり、この地域では、一月月働いて工賃が大体六千円とか八千円ぐらいなんです。ところが、食事加算を廃止すると自己負担が一万四千円になるんですよ。ということは、人間というのは普通働きに行ったら給料をもらえるんですよ。違うんですよ。一月月

働きに行ったら何千円か払えと。

それで、この洛南タイムスによりますと、利用者らは月々の収入を超える食費を支払わねばならないと。ある施設は年間八百万円予算が減ることになる、負担増になる。八百万円ですよ。週末バザーをやって、百円、二百円のもの売りながらやっているところに、八百万円の負担増。東京の施設は利用者の収入が高いと聞くが、こちらは一月月の工賃が六、七千円ほど。地方のことを考えてもらわねば、弱い者いじめ、憤りを感じる、こんな声が続出したと。

さらに、城南新報によると、「工賃を上回る食費危機」寝耳に水。それで、ある作業所は八百万円負担がふえる、ある通所施設は三百万円負担増、あるいは障害者本人の負担増になると。最悪のケースでは施設閉鎖の事態も想定されかねない。これはもう大変なことになっているんですよ。「親亡き後のことを考え、子供の通帳を作っている。今は食費が低いので、少しずつ貯まっているが、自己負担となれば貯金が減っていく。親亡き後が心配」とにかく加算を切ってもらったら困る」、昼食がおにぎりになる、廃止は困るという声が続出したわけであります。

このような声を踏まえて、私、最初に言っておきますが、これは別に与野党対決する話でもないし、与野党の議員の方々も障害者福祉には非常に熱心だということを私は思っていますし、この厚生労働委員会でも、障害者福祉は、与野党を超えて本当にみんなで障害者を応援してきたんです。そういう趣旨からも、ぜひこの廃止ということを断念していただきたいと思うんですが、加藤大臣、いかがでしょうか。

〔橋本委員長代理退席、委員長着席〕

○加藤国務大臣 御指摘の記事も事前にいただいておりますので、読ませていただきました。そうした、まさに利用者あるいは御家族、あるいは施設を運営しておられる方々の声もあるということとは、しっかりと受けとめたいと思います。

ただ、前回は申し上げましたけれども、これに

ついては従来から経緯があり、社会保障審議会の障害者部会の報告書でも、これはあくまでも時間的なものであるということ、そして、平成二十二年度から障害福祉サービスの低所得者の利用者負担が無料になっていること、それから、ほかの制度、例えば介護の場合どうなっているか、こういったバランスや公平性を踏まえて検討すべきである、こういうふうになされていたわけでありまして、そういった中で、今回、今お話があった形で考え方を示させていただいたところであります。ただ、これに関しても、二十七日の検討チームでアドバイザーからも、サービスごとに負担に違いがあるので公平性の問題から見直すべき、一律廃止が筋という意見がある一方で、また、食事の栄養面に配慮する支援などの調査研究を行った上で改めて方向性を検討すべきではないかという慎重な意見もいろいろいただいたというのは、御指摘のとおりであります。

そうした意見、また関係者のこれまでもお聞きした意見もございします。これらを踏まえて引き続き検討していきたい、こういうふうに思っております。

○山井委員 きようは本当に時間もありませんので、余り議論できないんですけども、これは切実です。単なる報酬の話じゃなくて、一月月の給料が六千円とか八千円の人の自己負担が六千円アップする、これはもうもたないですよ。

大臣、申しわけないけれども、介護保険との公平性とかバランスとか、バランスとか公平と言ひ出したら、障害者の方々を応援するということ、は、誰も不公平なんて国民は文句を言わないと思うんです。

それで、この城南新報にもこう書いてあるんです。この保護者の方や施設の方々が、年内に国や国会に、廃止は困るという意見を集約して、国会、厚生労働省に届けるということをおっしゃっているんですね。

これはちよっとお願いなんですけれども、ぜひとも一回、大臣、お目にかかっていただいで、こ

のことをやらせたらどういうことが起こり得るのか、本当にこれは深刻な問題なので、ぜひ大臣、お目にかかって聞いていただいけませんか。もちろん大臣が忙しいのはわかっていいますから、どうしても無理でしたら、もちろん副大臣、政務官ということもあるうでしょうけれども、やはりこれは本当に、二十六万人の障害者や御家族の命と健康と人生がかかっていますので、会って話を聞いていただいけませんでしょうか。

○加藤国務大臣 この障害者の報酬の話も含めて、関係者の方からしっかりと話を聞いて対応する、こういう姿勢でこれまでも取り組んでまいっておりますし、今後ともそういう姿勢で取り組みさせていただきたいというふうに思います。

具体的な話は、またそのときにお話をいただければ調整させていただきたいと思ひます。

○山井委員 十二月に来られますので、今、調整

いただけたらということなので、ぜひ、大臣に会っていただければと思っております。

それで、申し上げにくいんですけども、なぜ私はここまで必死かというと、七ページを見ていただけますか。十年前から議員をされている方は覚えておられるかと思いますが、本当に、障害者自立支援法に関しては、与野党を超えて、泣いたんですよ、みんな。保護者の方が泣き、職員の方が泣き、私もこんな質問をしたくないけれども、実際、この七ページにあるように、滋賀県では、四十三歳のお父さんが、障害のある二人の娘さんを連れて、親子心中も起こったんですよ。福岡でも、自立支援法に関連して、お母さんが、知的障害のある娘さんを、包丁で刺して、包丁じゃないや、ここにも書いてありますけれども、とにかく親子心中を図った、そんなことすら起こっちゃったんですよ。

何を申し上げたいかというと、単なる報酬の問題じゃなくて、自己負担がふえるかもしれないとなると、みんな、もう本当に前途を悲観して大変なことになるんです。残念ながら、私の親しかった施設の職員さんも、この自立支援法のことと疲

労こんばいして亡くなれました。私の知り合いも数家族、自立支援法で自己負担がふえるんじゃないかということで離婚をされました。本当にこれだけは政治が、党派を超えて最も守らねばならないのは、やはり障害者の方々なんです。

それで、加藤大臣にお聞きしたいんですけども、最後のページにあります、結局、これをやれば何万人の人に影響が出て、月一人幾ら、年一人幾ら、それで国費が幾ら節約できるんですか。八ページにもあります。

○加藤国務大臣 今現在、食事提供体制加算に要する費用は、月額約十六億ですから、年額にすると約百九十二億円となっております。これは、国負担が二分の一、都道府県、市町村がそれぞれ四分の一ということでありまして、機械的に計算すれば、国が九十六億、都道府県、市町村がそれぞれ四十八億円ということになります。

また、利用者の方は、これはちよっと推計ですが出せないんですけども、対象になっているサービスの利用者は約三十八万人おられます。このうち、この加算によつて軽減されている方は約二十六万人ということになるんだらうと思ひます。

○山井委員 九十六億円ですよ。確かに予算がかかるのはわかるけれども、これは政治の本質にかかわる問題なんです。申しわけありませんが、何としても、これはやめてください。半額だけカットさせてもらうとか、経過措置をつくるからやらせてくれ、これも絶対だめですよ。なぜならば、安倍総理も、一億総活躍、障害者の方々が活躍しやすい社会をつくるというつて、自己負担増はやりだめだと思ひます。

言いたくありませんけれども、もしこんなことを強行されるんでしたら、来年の通常国会、予算委員会、加藤大臣ではなく、安倍総理に徹底的にこのことは追及させてもらって、撤回するために関ひますし、私たちは、食事加算の復活法案も議員立法でつくって国会に提出して、これを大問題にします。なぜならば、これは本質なんです。

何のために政治があるのか、何のために厚生労働委員会があるのか。政党は関係ないと思います。ぜひとも、与党の方とも協力して、ここだけは障害者の方を守りましょうよ。九十六億円だったら、ほかで捻出できると思います。

それで、最後になりますが、委員長にお願いしたいと思います。

この問題、食事提供加算、年末までにはもう決まっちゃうわけです、法律じゃありませんから。ぜひとも、集中審議をこの厚生労働委員会で、食事提供加算の問題についてやっていただきたい。そして、先ほど初鹿議員からも話がありました。が、どういふ影響が出るのか。

それで、委員長にお願いしたいんですけれども、この審議会の中で、各団体が提供加算の廃止は困るということ、これだけの団体がノーと言っているんです。この資料を、障害者の各団体の、どういふ見解を出したのかという資料を、次の理事会に提出をしていただければと思います。集中審議をお願いいたします。

○高島委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○山井委員 これまで終わらせていただきますが、ぜひとも加藤大臣、面会をお願いしたいと思いますが、調査なくして改正なし。実際、障害者一級の年金は、この十年間で八万二千五百円から八万一千二百円に、千三百円下がっているんです、十年間で。障害二級は、六万六千円から六万四千九百円、千一百円下がっているんです。消費者の食料の物価は上がっているんです。ぜひとも、党派を超えて、この食事加算の廃止というものを阻止していただきたいと思うので、よろしく願います。

ありがとうございます。

○高島委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。初めに、先ほど山井委員が取り上げました障害者通所施設の食費負担の問題については、また、初鹿委員も先ほど取り上げました、私からも、絶対やってはいけないと思います。きょうは法案質

疑です。その時間がございせんけれども、改めてこの国会の中で、本当に与野党を超えて議論をしていきたい、このように思っております。ぜひ、委員長にもよろしく願います。

さて、旅館業法に入るんですけれども、国土交通委員会所管の民泊新法がことしの通常国会で成立し、来年六月十五日から施行されます。規制法である旅館業法がおくれをとるわけにはいかなないという点では理解をしております。

また、ことし六月七日の同法案質疑でもいろいろ指摘をしたわけですが、もともとは、やはり旅館業法の枠組みで民泊を規制する考えだったと思うし、私はそうすべきであつたと考えています。

そこで、まずは、民泊新法の政省令が十月に示されております。前回、六月七日の委員会ですたした点についてどのように整理されたのかを幾つか確認していきたく思うんです。

それで、資料の一枚目に大まかな措置の中身が書いてあるんですけれども、近隣トラブルが非常に多い中で、民泊新法においては、家主に対して、騒音防止などの宿泊者への説明、苦情などの処理を義務づけ、また、家主が不在の場合は、住宅宿泊管理業者に委託することを義務づけました。

そこで、先ほど来幾つか質問が出ていますけれども、私も、六月七日のときに、マンションの管理組合が民泊を受け入れたくない、あるいは、独自の条件をつけることが可能かと聞いたわけでありました。省令においてどのように整理されたのか、お願いします。

○眞鍋政府参考人 マンションの民泊について御質問いただきました。お答え申し上げます。

分譲マンションにおける民泊をめぐるトラブルの防止のため、民泊を許容するか否かについて、あらかじめマンションの管理組合においてよく御議論をいただいて、その結果を踏まえて、民泊を許容するか否か、管理規約上明確化しておくことが望ましいと考えております。

今回の民泊新法、住宅宿泊事業法の政省令、特に省令でございすけれども、住宅宿泊事業者の届け出の際に、マンションにおいては、民泊を禁止する旨の管理規約がないことを都道府県知事の確認事項として位置づけており、具体的には、届け出の様式において、民泊を禁止する旨の管理規約がない旨を記載させること、管理規約の写しなどを提出させること、こうしたことを求める旨、省令において定めております。

なお、管理規約の改正には一定の期間を要するということから、管理規約上に民泊を禁止するか否かが明確に規定されていない場合には、管理組合の総会、理事会の決議を含め、管理組合として民泊を禁止する方針が決定されていない旨を届け出の際に確認することとしております。また、その必要な書面を提出するように省令に位置づけてございす。

○高橋(千)委員 資料の二枚目に今の、まあ、規約の中に定めがないというのは、それは簡単なわけですよ、規約の写しを出せば、ないねと見ればわかる。問題は、その次のところですよ。下のところに、第四条のフのところにアンダーラインを引いてありますけれども、「管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類」。

ですから、禁止しますというのは簡単だし、あるいは、許可しますというのが簡単だと思わうんです、もしそういうことを決めたのであれば。問題は、意思がないということ、まだそこまで考えが至っていないときに、どうやってそれを証拠として出すのかということなんですね。

もう一枚めくっていただきますと、住宅宿泊事業届出書というのがあります。これはひな形であります。それで、下の段に、いっぱい書くところがあるんですが、その他の事項で、この一番幅の広いところ、「定めがない」というところにちゃんをするというふうなことになるわけですね。けれども、まさかそれだけではないと思うんですよ。

どうやってそれを示すのか。実は、時間の関係で言いますけれども、先ほど伊佐委員もお話をされた、例えば議事録があるんじゃないかとお話をされました。けれども、それは、議事録に、議題に上らなかつたらそれは禁止する意思がないとは、意味が違うと思うんですね。

それを確認したというのを本人が、つまり管理者になる人が確認したという書類というわけなんです。つまり、管理組合の人がわかつたよとサインをするんですかと。そうじゃないと言わうんです。それじゃとても失礼だと。それで意思がないと確認したことになるんですか。

○眞鍋政府参考人 お答え申し上げます。届け出した者が管理組合に住宅宿泊事業の実施を報告し、届け出時点ですた住宅宿泊事業を禁止する方針、例えば理事会や総会の決議というものでございすが、それがない旨を確認した誓約書あるいは議事録などを提出していただくことを想定しております。今後まとめられるガイドラインの中にそれを明記しておきたいというふうな考えております。

ただ、本人の誓約だけでよろしいのかどうかというお尋ねだと思わうけれども、管理組合側への負担の軽減も考慮し、届け出者本人の誓約書あるいは議事録の提出というものを想定しておりますけれども、その他の書面を否定するものではございせん。

また、誓約書の内容について疑義がある場合には、例えば都道府県から管理組合等へ問い合わせを行い、その内容を確認するということもあり得るというふうな考えてございす。

○高橋(千)委員 ですから、私は逆にすべきだと思わうんです。ある旨を出させる、認めます、あるいは禁止しますと。ないことを証明するというのは、それは難しい、悪魔の証明だと誰かが委員会で言いましたけれども、それと同じことを今やろうとしているんですよ。それでしよう。

さつき初鹿委員の質問に対して、決議をすれば、後からでも決議をすれば民泊はできないとい

うことをおっしゃったと思う。でも、それは絶対トラブルになるであろうというのは誰もがわかつているわけなんです。だから、あることをきちんと出して、最初からトラブルがないように。

だって、皆さんは、そうやって管理組合に標準規約を改正してまで周知をしていますと言ったじゃないですか。だったら前向きな議論をね。だったら、それはわかるよと。そうじゃなくて、ないはずだよというのはいらない、最初からそうすればいいんじゃないですか。

○眞鍋政府参考人 先ほどお答えいたしましたとおり、届け出者本人の誓約書あるいは議事録を提出していただくということを想定してございまして、その内容について確認が不十分だということであれば、都道府県の方から管理組合等へ問い合わせを行い、その内容を確認する、真偽を確認するということもあり得るというふうに考えております。

○高橋(千)委員 一問目だけで時間がなくなるとあれですが、管理組合が、問い合わせを行うくらいのことまで至っていないかもしれないんですよ。よくわかっていない、わかっていないけれども禁止されていないということで話が進むということとは絶対ないように、そのことを重ねて指摘したいと思うんです。

それから、もう一回、六月のときにあわせて聞いているんですけども、独自の条例の問題、自治体の独自の条例の問題。これもきょうたくさん質問が出ました。

第十八条には、騒音の発生、生活環境の悪化を防止する必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができるという旨である。これはたしか資料を次のページにつけていたと思います。が、先ほどの答弁を聞いていますと、かなり限定的なイメージを受けるわけなんです。むしろ、今言った騒音の発生、生活環境だけだ、過剰な規制はよろしくないというふうにとっても聞こえ

るわけですよ。ですが、ここにあるように、その他の事情を勘案してと書いてあるわけなんです。当然、自治体によってさまざまな事情があつて、それを踏まえた条例を設ける、そこは当然認めるということでもよろしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。

住宅宿泊事業法第十八条におきましては、先生御指摘のとおり、都道府県等は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例により、住宅宿泊事業を実施する区域と期間を制限することができることにしております。

この政令におきましては、区域については、土地利用の状況その他の事情を勘案して、また、期間につきましては、宿泊に対する需要の状況その他の事情を勘案して、生活環境の悪化を防止することが特に必要である場合に制限することができることにされておるところでございします。

○高橋(千)委員 ですから、その生活環境の悪化ということとは、自治体によって非常に広い意味だと思ふんです。やはり、六月のときにも言いましたけれども、子供たちがとても多い地域なんだ、そこで夜中にガラガラというのは嫌なんだ、そういうふうないろいろな議論があつて自治体が設けることがあるじゃないかということだと思ふんです。

東京新聞の十一月十六日付で、新宿区の条例案について紹介をしておりました。実は、議会に提出したばかりで、きょうが審議の日だということなんです。ですから、私が予断を持つてその中身について言うことはできないなと思ふんですが、非常に重要なポイントがあると思ふんです。それは、一つは、住宅の周辺住民との関係で、届け出しようとする日の七日前までに書面によって説明しなければならぬとしていること。そして二つに、月曜日の正午から金曜日の正午までは実施することができない。そして三つに、区長は

届け出住宅に関する事項を公表しなければならぬ。これはやはり、ホームページを見てずっと検索していくと、自分のところに当たる業者はどんな人があるかなというのわかるけれども、そういう人ばかりではないわけで、身近なところで、区長さんの責任で公表されるということは非常に合理的な考え方ではないかと思ふんです。

規制改革会議の実施計画そのものも、あるいはあり方検討会で見て、やはり、地域の実情に応じて条例等により実施できないこととすることも可能と書いてある。その心は、住居専用地域も民泊を禁止しない、禁止しないと決めた以上は、やはりそれは地域の実情はちゃんと考慮するよという趣旨だったと思ふんです。

それで、築政務官にお越しただいております。こうした自治体独自の条例については当然尊重するべきものだということで確認をさせていただきたい。

○築大臣政務官 先ほどの答弁とも重複することがあるかと思いますが、住宅宿泊事業法は、民泊サービスの提供について、一定のルールのもとで健全な民泊の普及を図るものであり、事業者の経済活動を不必要に制限しないよう配慮しつつ、近隣住民の生活環境への悪影響の抑止を図る制度設計をしております。

このため、住宅宿泊事業法第十八条において、生活環境の悪化を防止することが必要な際に、合理的に必要と認められる限度で、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、期間を制限することができる規定を定めています。

本規定に基づき、また、さきの通常国会における御議論等を踏まえて、政令において基準を定めるところでございします。

国としましては、このような住宅宿泊事業法や政令の規定を踏まえた上で、各地域において十分に御議論をいただき、適切に対応していただくことをお願いしたいと考えております。

○高橋(千)委員 ですから、口出しをするわけでは

はないということでもよろしいんですね。

○築大臣政務官 この第十八条の規定、そしてそれに基づく政令、そして今後策定されるガイドラインの趣旨を踏まえていただいた上で、それぞれの地域の実情等を勘案して十分な御議論をいただいて、適切な対応をしていただきたい、そのような考えでございします。

○高橋(千)委員 その適切な対応というところに非常にひっかかるわけなんです。

やはり、先ほどの御答弁の中で、事業者の健全な経済活動に支障がないようにとおっしゃいました。経済活動なんだと言つていたら、もうそれは民泊という世界ではないと思ふんです。だからこそ旅館業法の世界できちんと定めるべきだったと私は重ねて指摘をしたいと思ふんです。

それで、懸念はどんどん募つていくわけですが、家主不在型の民泊の場合のチェックイン時の本人確認、外国人であれば旅券の確認をどうするかということ。これは、対面またはそれと同等の手段と答弁をされました。これは政省令を見ても詳しい説明がありません。どのようにになりましたか。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。

家主不在型の場合でございますけれども、本人確認は、深夜における対応も含めまして、登録を受けた住宅宿泊管理業者が家主からの委託に基づいて行うということになるわけでございます。

具体的には、住宅宿泊管理業者の営業所のほか、業務の一部を再委託し、近隣のホテルのフロントや二十四時間営業の店舗などにおける対面での確認でございますとか、映像などのICT技術を活用した方法による確認が想定されておることでございます。

このような本人確認の適正な具体的な実施方法につきましては、今後ガイドラインにおいてお示ししていく予定でございします。

○高橋(千)委員 今、二十四時間営業とおっしゃいましたよね。ホテルのほかに何か、例えばコンビニとかも、そういうものも想定されているとい

うことですか。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。

深夜における本人確認ということでございますので、二十四時間の営業の店舗、これは、具体的な営業形態としてはさまざまな店舗があるかと思ひますけれども、そういったところを活用した対面での確認というものが一つ考えられておるということでございます。

○高橋(千)委員 いやいや、とてもとても現実的じゃない、住民の不安には応えられないというふうに思ひます。前回の議論の中で、だから、ホテルの業者にそういう代行業をやらせればいいんじゃないかという話までも出てきているんじゃないかという指摘をしました。何か本場に本末転倒な議論ではないか、このように思ひます。

それで、さらに心配が募るわけですが、資料の⑤を見ていただきたい。

民泊の標識のひな形が示されました。さつきから議論しているのは、家主居住型と不在型と二種類しかなかったんです。もともとの議論はそうだったんですね。いつの間にか三つになっている。これはどういうことかという、真ん中にあるのは、家主が近くにはいるんだけれども、離れとかあるいはマンションの別の部屋とか、だから要するに、同じ一つのところにいるわけじゃない、ホームステイとは違うということで三つの類型が出されたわけでありまして。

私は、やはり二つできちつと整理をして、それから、さつき逆の議論がありましたけれども、たとえ家主居住型であっても、一体ここは誰のおうちなのかということがわかってしかるべきではないか、このように思ひます。

まず、簡単な質問をします。どこにこの標識を張りますか。マンションの場合は、まさか玄関じゃないと思うんです。でも、個人の部屋の前だと意味がありません。普通、ほかの人は入れないですから。では、集合ポストに張るんでしょうか。どのようにしますか。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。

住宅宿泊事業法第十三条の規定に基づきまして、住宅宿泊事業者が標識を掲げていただくということになっておるわけでございますけれども、これは省令におきまして具体的な様式を定めておるということでございまして、これは先生御指摘のとおりの様式となっております。

この標識には、住宅宿泊事業の届け出を受け付けた自治体の長の名称でございまして、自治体が届け出者に対して通知した届け出番号などを記載するというようにしておりますけれども、これが記載された標識が掲示されるということによりまして、住宅宿泊事業法に基づく届け出が実施されているということが外形的に確認できるようにしておるということでございます。

場所でございますけれども、法律におきましては、公衆の見やすい場所に標識を掲げることというふうに規定をされておりまして、具体的な場所につきましては、今後発出するガイドラインにおきまして、より具体的に掲示の場所についてお示しするという予定にしておるということでございます。

○高橋(千)委員 ですから、どこかに聞いているんですよ。マンションの場合、ポストに張るくらいでもしなければわからないじゃないですか。でも、その建物の全部じゃないのに玄関のところに張っていたら絶対おかしいし、お部屋に張っているんだつたらわからないでしょう。

これは資料の一枚目に、改めて聞きますけれども、標識の掲示については「合法民泊の明示」と書いています。それは当たり前です。これは、ああ、合法だと。だけれども、「その結果、違法民泊も特定可能」。どうすれば特定できるんですか、違法なもの。違法なものには張っていないんですか。どうやってわかるんですか。それは、集合ポストにばつと張っていて、番号を見て、そのくらのことをやらなかったらわかるわけじゃないじゃないですか。

○水嶋政府参考人 お答え申し上げます。

この法律の趣旨でございまして、合法な民泊につきましては、その標識を外形的に掲げるということによりまして、外形的に、あつ、ここは合法な民泊なんだということをわかつていただく、そういう制度設計をしたということでございます。

○高橋(千)委員 だから、どこに張るか聞いているじゃないですか。

○水嶋政府参考人 繰り返しの答えになることをお許しください。公衆の見やすい場所に標識を掲げるという規定がございまして、その具体的な、より具体的な掲示場所につきましては、今後発出するガイドラインにおいてお示しをする、そういうことになっておるといふことでございまして。

○高橋(千)委員 だったら、マンションは絶対ポストじゃなければ、目の前の集合ポストでなければ見やすいとは思ひます。最低でも。きつと隣の人も嫌がりますよね。そういうことをちゃんと考えなければいけないと思うんです。

そこで、大臣に伺いたいと思うんです。結局、こうやって民泊新法が施行されると、届け出された民泊以外が違法とされ、どこにいくかわからないのに、隠れているのに、それが旅館業法で規制されるということで、厚労省の所管になるわけですか。

資料の六枚目に、この間の違反のおそれがある業者に対して行っている指導の状況がありますけれども、昨年度でも一万八百四十九件指導して、その前、その前と見えてきますと、一桁ずつふえているわけなんです。だけれども、私は、その中でちゃんと許可をとるといふふうに指導すればいいと思うんですが、それができたのはたった二%。では、違法だったらもうやめてくれと、それはわずか一四%にすぎないわけです。圧倒的に多い五三%が、調査中で連絡がとれないもの。こういう中で、新たに違法民泊の取り締まり

をどのようにやっていくんでしょうか。

○加藤国務大臣 委員の御提出資料のように、旅館業法違反のおそれがある事案について、これは都道府県等から報告を受けた件数ではありますけれども、平成二十七年が千四百十三が、平成二十八年が一万八百四十九と大幅に急増しているわけでありまして、このうち、下の方でありますけれども、調査中が五千七百七十九ある。

これは、連絡がとれないなどの理由で調査中になっているわけでありまして、この背景には、逆に、都道府県等に無許可営業業者に対する立入調査権が付与されていない、現行制度のそういったこともここに出てくる。そういった意味で、今回、そうした調査権限を創設する、また、罰金額の上限を上げる、こういうことによつて違法民泊への取り締まりの強化を行うことになってきたい。ある意味では、そういったことに対する対応をとらせていただきたいと思ひます。

また、具体的には、やはりこれを調査する人たちがいるわけでありまして。それについては、私ども厚生労働省から総務省に対して、保健所体制強化のための地方交付税措置を今お願いをしているところでございます。

○高橋(千)委員 残念ながら、時間が来ました。前回も指摘をしたんですが、衛生監視員は、微増とはいえ、六千三百一名で、その専従者はたった二百九十四名なんです。そして、見るのは、旅館や違法民泊だけではなくて、クリーニングとか理美容とか、五十七万以上の施設があるわけなんです。思い切った体制をとらなければ、そして、やはり体制をとるだけでは絶対追いつかないと思うんです。だから、法律で縛りをかける分野をもつときちゃんと見ていくということが絶対必要だということを指摘して、終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○高島委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

ちよつと時間が五分ぐらいいくれているようですが、もしよろしければ予定どおり二十五分やらせていただきますが、ちょうどNHKのカメラがさつき来まして、私、何かまた悪いことをやったかなと思つて、ちよつと気になつたんですけれども、C型肝炎の採決の関係で多分来られてるんだと思います。関係の皆様、ちよつと時間がずれていますが、できれば、もし終われば五分早く、またそういうことをやるとやこしいか。予定どおり……(発言する者あり)とにかく早くやれということですので早くやります。

私、きよう伊佐先生の御質問を伺つて、やはり与党の時間も要るなと思ひましたね。あれは、やはり伊佐さんしかできない御質問だし、僕はやはり、五、五でもいいと思つてゐるわけですから、閣法は僕は野党が十でもいいと思ふんですが、でも、きようの話だと、閣法であつてもぜ口、十ではやはりだめで、閣法であつてもやはり二、八ぐらいで、それで、野党の議員立法をやるときには八、二とかでやるといいんじゃないかと、改めて自分の理想形がちよつとブラッシュアップされたということあります。ありがうございます。

それから、山井先生の御質問の、旅館業法とも関係するんだらうけれども、障害者の話。これは私はとても大事だと思つていて、私の兄弟もそういう福祉の分野で頑張つて働いてゐるんです、大阪ですけど。だから、実は、山井さんが取り上げてゐるテーマは大体よくわかるというか、大事だと思つてゐます。

特に、日本維新の会というのは、すごく誤解を、ちよつとひとり言ですから、別に聞かなくて、のんびりしていただいたいと思ふんですが、日本維新の会というのは、すごい誤解をされてゐまして、何かすごく右の政党だみたいなことで、それで自民党を補完ばかりしてゐる、特に足立は安倍政権の補完しかやつてゐないといつてえらい怒られるんですが、先日の厚生労働委員会は、自民党さんにも若干苦言を申し上げたらず

ごい評判がよくて、ああいう感じでやればいんだよといつて皆さんから御指導をいただいているわけでありまして。

いづれにせよ、日本維新の会は、実は右でも左でもなくて、大事なことは大事、いいことはいい、悪いことは悪い、これでもう一貫して判断をしてきてゐる。たまたま安倍政権はいいことが多いいので、何か是非々が是々々々非々々々になつて、補完じゃないかと言われるんですけれども、それは、安倍政権がそれなりによくやつてゐるからであつて、決して、日本維新の会が何か補完しようとしてゐるわけではないわけでありまして。

それから、特に、我々は、できるだけ増税は急がずに、行財政改革をもつとやつて、これは内閣委員会できよう、うちの浦野代議士がやつてゐますが、結局、増税なのか行財政改革なのかとぜ口、一じやないんだけれども、その努力が自民党は足りないといふことを我々はずつと言つてゐるわけだし、そこで浮かせた、増税でも行財政改革でも、そこで出てきたお金をまずどこに投入すべきかといふと、我々も山井さんと一緒です。まづ福祉です。

ただ、福祉なんだけれども、例えば障害を持たれてゐる方、この障害を持たれてゐる方に対する御支援というのは、だつて、困難が多いんだから、そこをしっかりとお支えをする。

例えば、生活保護でも、僕らは大阪では生活保護をちよつと削つてゐます。削るとまた山井さんから怒られるんだけれども、でも、それは、もうべきじゃない人のところを削つて、本当に生活保護をもちよつと向けようよといふことで、本来支えなければいけない方はしっかりとお支えをしていく。例えば障害を持たれてゐる方の御支援、これは徹底してやつていく、それは自民党よりも我々の方がやつていく、山井さんよりも僕の方がよくそこは考えてゐるんだといふぐらゐ、私たちはそこは力を入れてゐるつもりなんです。

きようはせつかくの機会だから、山井さんと今ちよつと裏で話をしてゐて、山井先生がさつき、これは応援してくれよ、こう言われて、ちよつと話をしてゐて、いや、僕は最初、これは確かにそうだよなと思つたんですが、山井さんにちよつと聞いたら、山井さんは自立支援法自体に反対なんです。僕は自立支援法自体には賛成なんです。

山井さんは、つき合つてゐる人がちよつと狭いんじゃないかな。結局、福祉の現場を広く見てください、福祉の現場というのは広いんです。さまざまな分野がある。さまざまにかかわつてゐる方々がいる。そういう方のお声を虚心坦懐に受けとめると、あの自立支援法で喜んでゐる人、むちゃくちゃ多いんですよ。(発言する者あり)今、何、障害者総合支援法。障害者総合支援法で喜んでゐる人、むちゃくちゃ多いですよ。(発言する者あり)変えたからいいの。済みません。では、今の法律は賛成なんだ。大変失礼しました。いいのね、今の法律は。失礼しました。ちよつと私の拙いあれで。

ただ、結局、自立支援法であれ、それを改善した総合支援法であれ、一定の競争を入れたわけですね。そうだよな、多分。一定の競争、競争じゃないか。ちよつと勉強不足かな。まあいいや。まあいいんですが、いづれにせよ、大分よくなつたわけですよ。大分よくなつた。

よくなつたんだけれども、例えば、ここで、山井さんとか、あるいは私が尊敬する高橋千鶴子先生とか、やつていらつしやることは、まあ言つたら、何というのかな、僕、こんなところでやらなくていいと思ふんですよ。だつて、ああいう話は、まさに法律のエンフォースメント、法律を執行するときにいろいろと課題が出てきたら、それを役所と。だから、僕はここに立つてゐる以外の時間に、田村先生もそういう仕事をたくさんやつてゐるわけですよ。

要すれば、国民の皆様が政府との関係で、地方公共団体も含めて政府と国民がゐるわけですよ、その間で、やはり、特に行政権を執行するときにさ

さまざまな課題が発生する。それを、例えば白であるべきものが黒と判定されていたら、それはおかしいだらうと言わなかんし、あるいは、役所が気がついてゐない現場の問題でかゆいところに手が届いてゐなかつたら、こはかゆいから、ちよつと早く手を伸ばせよといふ、こういふことはまさに僕らの日常活動ですよ。

ほとんど、厚生労働委員会で野党の方々の一部が、一部ですよ、されてゐる方の質問は、ここで質問の論評をしてゐる場合じゃありませんが、私は、こじやなくてできることだと思ひますね。それは議員会館でやればいい。

私がこゝできよう議論したいことは、まさにもつと骨太な、例えばきようの旅館業法の話であれば、旅館業法と民泊について、一体政府は何をしようとしてゐるのか。そのバランス、例えば、競争していくわけですよ、これからは。旅館とホテル、あるいは民泊が競争していくわけですね。その競争関係の中でみんな悩んでゐるわけですよ。悩んでゐるから、役所の、例えば伊佐先生が言うところのガイドラインがどうなるんだ、そういうのをみんな注視して、業界を挙げてみんなそれを見てゐるわけだけれども、その規制のチューニング、フライングチューニングがちよつと変わるだけで民間事業者は影響を受けるわけでしょう。そこが大事なんです。

それで、ちよつと御質問をするわけでありまして、が、そもそも民泊が制度化される、これはちよつと下の方から、四ボツからいきたいんですが、もし、大臣、可能であれば、この間だけ一応大臣にも振つてありまして、あとはもう大臣は帰つていただいても結構ですから。ああ、その後があるからね。これも、面倒くさければそちらでも結構です。

私がちよつと聞きたいのは、そもそも民泊制度が制度化された理由ですよ。

大阪は、例えば、インバウンドでどんどんどん需要がふえる。需要がふえるけれども、全く足りてゐない。だから特区で、今評判の悪い特区

で、僕は本当に特区にお世話になってるんですよ。国全体がまだ動いていないけれども、大阪ではどうしても必要な制度というときは、それは特区でやるんですよ。だから、何か特区は悪いとかいう、何かよくわからない政党がどこかありましたが、特区は助かってます。大阪は、まさにこの民泊は特区で始めたんですね。それが今、一般制度になったということです。

例えば、そうやって、足りないから制度化がされたと考えたらいいのか、あるいは、何か制度上の不備があつてこういう制度化がされた、あるいは、そもそも規制改革会議とかいろいろあるところがやっているような規制緩和、いわゆる規制緩和なんですよ。いろいろな規制緩和、いろいろ趣旨がこれはまさにわかっていくんですが、政府の意図、政府が民泊を制度化してきた意図はどの辺にあるか、御答弁いただきたいと思っています。

○加藤国務大臣　まず、民泊の方について申し上げれば、訪日外国人の旅行者がどんどんふえてきている、そういう中で、住宅を活用して宿泊するサービス、いわゆる民泊、これが実際にいろいろ出てきた、こういう状況の中で、これをどう捉えていくのか。そして、特に今、宿泊ニーズもいろいろ多様化しているわけでありまして、そういったことを考えると、こうした新しく出てきたこの形態を適正に、これが育っていくために一定のルールが必要だというのがベースにあると思います。

そして、それがしっかりとした届け出制度において実行できるためには、そのルールに乗らない人に対しては的確に対応していくということが今回の旅館業法の改正の一つとなっています。

ただ、並行して、今度は、民泊と旅館、ホテル業が健全な競争をしていくという必要があります。そういった意味で、今、ホテルとか旅館にかかっているさまざまな規制が、例えば、ホテルと旅館は別ですという立て方、これが実態に合っているのか、あるいは、さまざまな基準が実態に合っているのか、そういった意味も含めて、今

回、そちらの方の規制緩和もしていく、こういうことであります。

○足立委員　まさに今大臣がおっしゃったように、もともと旅館業の規制があつた、それで、違法な民泊があつた、ざくつと言つと、その二種類があつたわけですが、その違法な民泊の人たちに、全員旅館業法に入つてきてくれと言われても無理だから、新しい規制体系をつくる、つくるけれども、公正な競争、公平な競争環境をつくつていかなければいけない、こういうことで今回の規制緩和もある、こう承知をしているわけです。

私は、現場でいろいろ話を聞くと、こんな声があります。いや、民泊が制度化されたのはいいよと。いいよというか、そういう調整をしてきたわけですから、全旅連とかとずっと調整をしてきて、やつとここで落ちついた、やつと落ちついた。落ちついたんだけど、実は、ホテルを今どんどんつくつていますね。大阪でもすごいんですよ。もう大変なホテルの、これから何年間かの、床というの、部屋数というの、それはもうすごい伸びを示します。すると、民泊なんかなくなつて、俺たちホテル業界で全部面倒を見られるから、もう民泊をやめてくれよみたいな議論があります。そういう議論というのは、ある種既得権、悪い意味じゃないですよ、悪い意味じゃないけれども、従来のホテル業界、旅館業界の人たちからすると、そういう気持ちになる。

もし、緊急的に、インバウンドの受け皿がなかったから、緊急避難的に民泊制度を制度化したんだつたら、いざ民泊制度は、これは緊急避難だからなくすということになります。

一方で、いやいや、これは、さつき伊佐先生が、伊佐先生じゃないかな、誰だったかな、シェアリングエコノミーの話をした。ああ、伊佐先生。シェアリングエコノミーというのが今展開をずつとできています。どの分野でもそうです。

だから、これは選択肢の一つとして当然あつていいサービスで、だから、この民泊というのはシェアリングエコノミーの環境として、もし需要

が例えば減つても、あるいはホテルの供給がふえても、民泊という業態は、これは緊急避難じゃないんだ、これからの未来の業態なんだということに発展させていくのか、させていくんだと思いますが、その辺で考え方が違つてくると思います。その辺の哲学というか、将来展望というか、抽象的でも結構です、お願いします。

○水嶋政府参考人　お答え申し上げます。

先生の方から、民泊制度の意義というのは緊急避難的なものなのか、そうではないのかというお尋ねがございました。

現実には、既存の旅館、ホテルのサービスには飽き足らない新たな宿泊のニーズがあるということとおきましては、遊休不動産あるいは住宅でございまして、この有効活用といった観点から民泊というものを進めたいというお考えもあるのかと思います。

そういうことを考えますと、これは決して緊急避難的なものではなく、新しい宿泊のサービス形態として捉える方が適切ではないかというふうに考えている次第でございます。

○足立委員　なるほど。そうであれば、まさに、ホテルという業態、旅館という業態、その線引きもいろいろ議論があるんでしょうけれども、それから民泊、これがこれからはもう競争していくわけですね。インバウンドを含めて、宿泊の需要が仮に減つたとしても、減ることはいらない、ふやしていくんだけれども、減つたとしても、それは競争していくわけだから、まさにその競争環境、公平な競争を担保していく、旅館、ホテルと民泊の公平な競争を担保していく、これはとても重要なことだと私は思います。

競争するときに当事者たちが一番気にしているのは、まず、競争しているから、さつきあつたみたいに、皆さんがつくつていく制度の上げ下げ。まさに規制緩和の手心の加え方で彼らの生きるか死ぬかが決まってくるわけですから、だから、僕は、これからこの分野を行政が制度改正とかして

いくときに当たつて一番大事なのは、やはり競争、すなわち公平な競争を担保するということが一番大事だと。

そこは競争ということでいいですよ。例えば、需要が減つた、減らないですよ、仮に減つたときに、ホテル、旅館が生き残るのか、民泊が生き残るのか、あるいは市場を分け合うような形で本当に拮抗するのか、それは競争の結果決まるんだということでもいいですね。

○加藤国務大臣　一つは、そうしたニーズが減らない、需要が減らないように、我々、さらに、特に訪日外国人旅行者の増大にしっかりと努めていくということが必要なんだろうと思います。

その上で、どちらがということではなくて、今お話があるように、公平に競争できるような条件を提示しながら、利用者側、宿泊者側の多様なニーズに対応していく、そうした状況を、それぞれの旅館やホテルの業者の方、そして民泊の事業者の方、それぞれがある意味では競争しながら、あるいは切磋琢磨しながら、そうした宿泊サービスを提供してもらつて、そういうことなんだろうと思います。

○足立委員　ありがとうございます。

その競争環境の中でやはり一番大きいのが税制です。

この分野では、固定資産税とか宿泊税、これが問題になつて、先ほどもどなたから京都市の話が出ていました。宿泊税は東京、大阪、京都というところになります。まず、固定資産税の話からちよつとやっておきたいんですが、固定資産税というのは住宅用地特例というのがあります。これは、住宅といわゆるホテル、旅館、それから民泊が間にあります。この固定資産税に関する民泊の取り扱い、その辺は公平になつていくんでしょうかというののポイントなんですが、総務省、いいですか。

○稲岡政府参考人　民泊に用いられる住宅に係る住宅用地特例については、その適用の有無は、居住の用に供しているかどうかということで判断を

されるということでごさいます。この民泊について特段別途の取り扱いをしているということではないということです。

○足立委員 民泊については、例えば、来春にこの制度が上るわけですね。そうだけれども、税制改正はないということですね。

○稲岡政府参考人 民泊ということにかかわる税制改正はないということです。

○足立委員 僕もいろいろ聞いているんですけども、どうもその税制改正要望は、少なくとも関係省庁から出ていない。

きょう一応、誰かわかる人はいるかな。これは厚生省、国交省かな、わからなければやめますが、なぜ、この民泊制度ができるのに、固定資産税に関する税制改正は必要なのか。わかる人はいますか。ちよつと難しいか。国交省がいけない、難しいね。では、やめておきましょう。(発言する者あり)レクでね。僕、自分でさっき言っていたものね。

レクで一応やっただけですけども、レクでやっていたんですよ。やっただけですけども、これは議事録に残しておこうかなと思って。まあいいや。ちよつとブーメランが刺さっていますね、ブーメランが。わかつていますよ、僕はわかつているんですけども、わかつていないのが山井さんとかですけれども。まあいいや、それは時間がないので。

あと、申し上げたいことは、固定資産税に関する制度要望は関係者からは出てきていないということなので、今の住宅用地特例の制度のもとで関係者が競争していくと。税制に関しては、そこについてはルールは新しく変えられないということだと承知をしています。

次に、いわゆる法定外税である宿泊税、これについて京都市がいろいろ取り組みがあると聞いていますが、京都市の取り組みをちよつと紹介していただけませんか。

○稲岡政府参考人 お答え申し上げます。京都市からは、本年十一月八日付で、いわゆる

宿泊税というものの新設に係る協議の申し出をいただいております。

民泊に関連して申し上げれば、この宿泊税は民泊も課税対象としているということでごさいます。

○足立委員 ごめんなさい、また高橋先生に怒られそうだけれども、ちよつと忙しくて事前にお役人さんとやれなかつたんですけれども、もう刺さりまくっていますね。宿泊税は東京都と大阪府と京都市があると思いますが、民泊にそれを議論しているのは京都市だけということでしょうか。

○稲岡政府参考人 お答え申し上げます。

宿泊税、現在、東京都と大阪府は民泊を対象としておりません。京都市の宿泊税につきましては、現在協議の申し出を頂戴しているところでありますが、これにつきましては民泊も課税対象としている、こういうことでごさいます。

○足立委員 要すれば、この宿泊税が、大都市だけの話で恐縮ですけども、東京と大阪は、旅館、ホテルに該当しないと急にどんと下がる、下がるというか、ないわけですね。京都は、それではいかぬだろうということで多分宿泊税の議論をされているんだと思うけれども、審議官、京都市の意図というのはわかりますか、何のためにそれを要望しているんだということは。目的。

○稲岡政府参考人 お答え申し上げます。

私どもが伺っておりますのは、京都市が設置した検討委員会から、宿泊行為について課税対象となる施設とそうでない施設が生じるのは公平性に欠けるとの考え方から、民泊を含む全ての宿泊施設を対象とすることが妥当である、こういった答申がされたことを踏まえたものというふうに向つて伺っています。

○足立委員 もう終わりますが、まさに今のよう、これは自治体がいけないと思うので、自治体で議論していけばいいと思いますが、私がきょう皆様の前でこの議論をしたかったのは、まさに公平な競争ということですね。

これから、将来は、このホテル、旅館と民泊と

いうのはもしかしたら制度的にももつと融合していくというか、今は、旅館業法があつて、新しく事業法ができた。でも、それは、制度的にはとにかく生まれたばかりですから、これからどういうふうなさまさまな業態の宿泊施設が公平に競争していくのか。その公平な競争環境を担保できなければ、おかしい形で潰れるところが出たりして、不公平だと私は思います。

そのときに、やはり、今申し上げた固定資産税のみならず宿泊税、これは自治体においても競争ということを中心に視野に入れて、私は、京都の取り組みが非常にいいのか、いいのであれば東京も大阪もまねをしていけばいいと思うし、それはよくこれから精査をしていきたいと思っています。

○高島委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○高島委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、旅館業法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○高島委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高島委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

関する件について調査を進めます。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間において御協議をいただき、今般、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしております。

その起草案の趣旨及び内容について、委員長から御説明申し上げます。

本案は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づき給付金の支給の請求の状況に鑑み、給付金の請求期限を五年延長しようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○高島委員長 この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 衆議院厚生労働委員長提出の特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、政府としては異議はございません。

○高島委員長 お諮りいたします。お手元に配付しております草案を特定フィブリ

ノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤による
C型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支
給に関する特別措置法の一部を改正する法律案の
成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○高島委員長 起立総員。よって、そのように決
しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、
委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第
Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済
するための給付金の支給に関する特別措置法
の一部を改正する法律案

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固
第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を
救済するための給付金の支給に関する特別
措置法の一部を改正する法律

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ
因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するた
めの給付金の支給に関する特別措置法(平成二十
年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「十年」を「十五年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ
因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するた
めの給付金の支給に関する特別措置法に基づく給

付金の支給の請求の状況に鑑み、給付金の請求期
限を延長する必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、給付金支給等
業務に要する費用として約九億円の見込みであ
る。

平成二十九年十二月二十六日印刷

平成二十九年十二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A